

経済と経営 24-2 (1993.9)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,
「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 XII 章)
第 X 章 (III——B, 1) ——23))

鈴木 秀 勇

1) a) さて, ア) 「自然が定めている・第三の法」なる・「理性」の「命令」にくしたがうこと, すなわち, 「契約の遵奉」ないしは「契約内容の履行」が, 「正義」である, と規定されたにしても,

イ) これまでにも, しばしば見られたとおり, ——この「第三の法」なる「命令」にくしたがうこと, すなわち「契約の遵奉」にたいする「意志」の〈消滅〉¹⁾, ないしは, この「意志」の・当初からの〈非存在〉²⁾という事態が, 「契約違反」の〈原因〉として, また, その他の関係において, 連繫四著作の論述の中に, 現われてきた。

b) かかる事態は, 「契約の遵奉」として「正義」を, 「契約違反」として

1) 本稿・「第 X 章」・II —— D, 5)。『経済と経営』, 第 22 卷・第 3 号, 1991 年 12 月, 144 ページ, sqq.; II —— G, 1), 2), 5), 11), 15); 第 23 卷・第 3 号, 1992 年 12 月, 187 ページ, sqq.

2) 本稿・「第 X 章」・III —— A, 7), 9), 16)。『経済と経営』, 第 23 卷・第 4 号, 1993 年 3 月, 157 ページ, sqq.

「不正義」を、それぞれ、規定するさいには、「契約内容の履行」・「不履行」という「行為」のみを〈視野〉に入れるだけでは、〈不足〉であって、「人間」が、かく「行為」するか、否か、を左右する・「人間」の〈内部〉に働く・「行為」の〈原動力〉にも〈視界〉を拡げることが、〈不可欠〉であることを、示しているものである。

c) 果たして、「正義」、「不正義」を、「行為」の観点から、規定するにとどまらず、「人間」の観点、いな、立ち入って言えば、上記のように、「人間」の〈内部〉に働く〈原動力〉としての「意志」、総じて、「心の在り方」ないし「生き方」という観点からも、規定する論述が、まず、EoL・「第一部」・「第十六章」・「第四節」に現われ、Lev・L・「第十五章」・「第九パラグラフ」——「第十一パラグラフ」まで、引き継がれていく。

2) EoLにおける論述は、以下のとおりである。

a) しかし、予め、想起しておけば。EoL・「第一節」では、Lev・E、Lev・Lにおける「自然が定めている・第三の法」に相当するものが、

「各人ハ、自ラガ交シテイル契約ヲ、遵守シ、履行スルヨウニ、拘束サレテイル」という「自然が定めている法」として示され、

b) ついで、「第二節」で、

ア) i) 「契約の破棄ないし違反」が、「侵害」と呼ばれ、

ii) かかる「侵害」が、「不正ナ」と呼ばれる、と規定され、さらに、その根拠が、つぎのように示されていた。

イ) 「侵害」は、なにらかの「作為」(ある「行動」をくとり)ることによって、相手方契約当事者に、しかじかの「権利」を「移譲」という「契約」を「破棄」すること、ないし「不作為」(ある「行動」をくとらない)ことにより、相手方契約当事者に、これこれの「権利」を「移譲」という「契約」に「違反」すること)である。

ウ) i) そして、「契約」の締結により、当該「契約」に含まれている・一方の契約当事者の「権利」は、

ii) 既に「契約内容」を「履行」してしまっており、今はただ、その一方の契約当事者の「履行」を「信頼」し・〈期待〉しているだけの・他方の相手方契約当事者に、

iii) 「移譲されてしまった」ないしは「手渡されてしまった」のである。

エ) したがって、上記・イ) の「作為」ないし「不作為」は、

i) その・一方の契約当事者が、

ii) 相手方契約当事者に、当該「権利」を「移譲」〈してしまっており〉、「権利」を〈もはや、保持していない〉にも拘らず、なお依然として、同一の「権利」を〈保持している〉、という《矛盾》を〈犯している〉ことであり、

iii) 換言すれば、相手方契約当事者が、自らに「移譲されてしまっている」・当該「権利」を〈行使〉することにたいし、「権利のない」にも拘らず、〈妨害〉を加えていることである。

c) したがって、「契約の破棄・違反」は、

ア) 「権利のない」(in+iūs) 事柄を行うこととして、'Injury' すなわち「侵害」でもあり、

イ) また、相手方契約当事者の「権利」(iūs) への〈侵入〉(in) として、'Injury'・「侵害」でもある。――

d) さて、かく想起したところからすれば、――「第一節」から「第三節」までの間に、なにも語られていないけれども、――

ア) 上記から〈帰結〉するのは、当然、「正しい」(JUST) とは、「契約の遵奉」であり「契約内容の履行」である、ということではなければならない。

イ) なぜなら。 i) 「契約の遵奉」・「契約内容の履行」は、上記・b), エ) の《矛盾》を、その・一方の契約当事者が〈犯していない〉ことであり、

ii) とりもなおさず、相手方契約当事者にかんして、いかなる意味でも、'Injury' は〈生じえない〉ことであって、

iii) この・'Injury' が〈生じない〉こと(in+injūria) が、「正しい」(iūstum) ことであるからである。

3) 果たして, EoL は, 「第三節」の後半にあって, 「主人」と「下僕」と〈第三者〉との三者間における・「損害」と「契約違反」との関係について論述した³⁾のち,

次・「第四節」の冒頭から, 以下の規定を下している。

a) ア) 「正しい (just)」と「正義 (justice)」; および, 「不正な (injust)」と「不正義 (jnjustice)」という「名辞 (names)」は, 「両様の語意を有するもの (equivocal)」であり, すなわち, 「別個のものを, 表示する (signify diversly)⁴⁾」。

イ) 「両様の語意をもつ」・「別個のものを, 表示する」, とは, 上記の「名辞」が, 一つには, 「行動」に「当てられる (attributed to)」場合と, 二つには, 「人間」に「当てられる」場合とでは, 〈相異なるもの〉を, 「示す (denominate)」ということである⁵⁾。

b) そこで, まず, ア) 「正義」と「不正義」との「名辞」が, 「行動」に「当てられる場合」をとれば。

イ) i) 「正義」なる「名辞」は, 「無侵害 (no injury)」(という「行動」と「同一の事柄」を「表示し」,

ii) 「不正義」なる「名辞」は, 「侵害 (injury)」(なる「行動」と, 〈同義〉である⁶⁾。——

ウ) しかし, かく言う時の EoL は, 本来ならば, さらに加えて, ——「無侵害」とは, 「自然が定めている・第三の法」なる「命令」にくしたがつている〉「行動」すなわち「契約の遵奉」・「契約内容の履行」なる「行動」であり, 「侵害」とは, 「第三の法」という「命令」にくしたがつざる〉「行動」, とりもな

3) EoL, *Part. I. Chap. 16.* pp. 82—83

4) EoL, p. 83

5) EoL, p. 83

6) EoL, p. 83

おさず、「契約違反」なる「行動」である、という規定を、——〈語るべきであった〉。

エ) 上記の規定を〈語るべきであった〉と言う理由は、この〈規定〉と、EoLが、前記の諸「名辞」が「当てられる」対象として、「行動」のほかに、「人間」を、挙示している〈根拠〉とが、〈不可分離〉である、というところにある。

というのは。

c) ア) i) 「正しい」・「正義」という「名辞」は、先に見たとおり、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」を「表示する」ものであり、相手方契約当事者が受領すべき「権利」にたいする「無侵害」という「行動」を、「表示する」ものであったはずである。

ii) ところで、この「行動」は、溯れば、あの「自然が定めている・第三の法」——「法」とは、「作為」の「命令」であるか、「不作為」の「命令」(すなわち、「禁止」)であるか、いずれにせよ、「命令」であるが、「第三の法」は、「作為」(「契約の遵奉」・「契約の内容の履行」という「行動」)の「命令」でもあり、「不作為」(「契約違反」なる・「不作為」の「行動」)の「命令」(「禁止」)でもある——に〈したがっている〉「行動」である。

イ) そして、「第三の法」は、

i) 「国家」ならびに「至高権力保持者」を「設立」する「契約」にかかわる時には、

α) 契約当事者たる「各人」の・自己の「生命の保存」にたいする「欲求」という「情念」(それは、自己の〈生命の喪失〉・「死」にたいする「恐怖」なる「情念」と、〈同一〉である)という「自然本性」を〈契機〉に、

β) 「生命の保存」と「快適な生活に不可欠な物」および、「かかる物を獲得する労働」とからなる「平和」に資する「指針」を「与える」「理性」という「自然本性」が、「命令」するところであり、

ii) 既に「設立」された「国家」の〈内部〉で行われる・「購買」,「販売」,

「互換」、等の諸〈取引〉の「契約」にかかわる時には、

α) 「見返りの利益」にたいする「欲求」という「情念」なる「自然本性」を〈契機〉に、

β) この「欲求」を〈充足〉させ、「見返りの利益」を〈取得〉する「指針」を「与える」「理性」という「自然本性」が、「命令」するものである。

d) ところで、ア) 「国家」・「至高権力保持者」を「設立」する「契約」のさいには、

i) α) 〈同時に〉「契約」を交す当事者たる「各人」は、〈相互に〉、「契約」の当事者の〈他の・すべて〉が、「契約内容」（「各人」が有する「万事にたいする権利」の「代行権」を、〈第三者〉に「委譲」すること）を、自分と〈同時に〉「履行」するもの、と「信頼」し合っているのであって、

β) 「契約」の当事者の〈すべて〉が、上記の「契約内容」を「履行」すれば、その・「履行」という「行動」は、「第三の法」という「命令」にくしたがつている〉「行動」である。

ii) α) それゆえ、この場合には、「契約」の当事者は、〈相互に〉、「侵害」を加えてはいないのであり、

β) それは、「契約内容の履行」という「行動」が、「無侵害」であることであって、

γ) このことが、「契約」の当事者の・その「行動」が、「正しい」ことである。

イ) i) しかしながら、この「契約」の場合、契約当事者が、「契約内容」を「履行」し、すなわち、「第三の法」という「命令」にくしたがつている〉「行動」をとることは、

ii) 「契約」を交す当事者という「人間」が、「第三の法」という「命令」にくしたがつわんと「意志する」、という・〈内部〉の〈原動力〉から、〈発する以外のものでは、ない〉。

e) ア) i) 「国家」・「至高権力保持者」の「設立」の場合には、「自然の

ままの身の上」すなわち「各人が各人に敵対する戦争」が生み出す・「死にたいする恐怖」という「情念」、とりもなおさず、「各人」の・自己の「生命の保存」にたいする「欲求」という「情念」が、とりわけて激しく、「各人」を駆り立てるのであるから、

ii) 「生命の保存」を含む「平和」の創出にとって〈不可欠〉である・「第三の法」なる・「理性」の「命令」に〈したがわん〉と「意志する」ことは、ほとんど〈必然〉である。

イ) i) これにひきかえ、既に「設立」をみた「国家」の〈内部〉で行われる・諸〈取引〉の「契約」の場合には、一方の契約当事者は、相手方契約当事者から、「見返りの利益」・「権利」を既に受領してしまっているため、

ii) 相手方契約当事者にたいし、「契約内容」を「履行」し・期待されている「見返りの利益」を賦与することが、自己の「利益」にたいする「欲求」という「情念」によって、妨げられがちであり、すなわち、「契約違反」が犯されやすいのである。

iii) にも拘らず、その・一方の契約当事者が、その「情念」にまさって、「第三の法」という「命令」に〈したがわん〉と「意志する」からこそ、それを〈原動力〉として、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」、すなわち、相手方契約当事者の「権利」にたいする「無侵害」（相手方にたいする・「見返りの利益」の賦与）という「行動」が、生ずるのである。

f) それゆえ、ア) i) 「正しさ」・「正義」という「名辞」が、上記の・「無侵害」という「行動」を「表示する」場合には、

ii) 〈必ず〉、「第三の法」なる「命令」に〈したがわん〉と「意志する」こと、

iii) とりもなおさず、かく「意志する」「人間」を、〈視野〉に入れなくてはならないのである。

イ) また、逆に、i) 「不正な」・「不正義」という「名辞」が、相手方契約当事者が受領すべき「権利」の「侵害」という「行動」（契約違反）の「行

動)と「表示する」場合にも、

ii) 「第三の法」という「命令」にくしたがわんとする「意志」の〈無〉(これは、自己の・〈目前〉の「利益」にたいする「欲求」という「情念」の〈支配〉にほかならない)と、

iii) ならびに、かく「意志」することの〈無〉なる「人間」が、〈視界〉に入れられなくてはならないのである。――

g) 以上が、前述したとおり、「第三の法」にかかわる〈規定〉と、前掲・諸「名辞」が「当てられる」対象が、「行動」のみにとどまらず、「人間」にまで拡がる〈根拠〉とが〈不可分離〉であるゆえに、上記の〈規定〉が〈語られるべきであった〉ことの理由である。

4) さて、a) EoL は、つぎに、

ア) これらの「名辞」が「人間に当てられる」場合について、こう規定する。

i) 「正しい」・「正義」という「名辞」は、「当の人間」(「無侵害」の「人間」)が、「正しい」・「正義」であることを、「示す (denominate) ものでは、なく、

ii) 同じく、「不正な」・「不正義」という「名辞」は、「当の」・「侵害」の「行動」をとる「人間」が、「不正な」・「不正義」であることを、「示すものでは、ない」⁷⁾。

イ) では、「人間」に「当てられる」場合の・上掲の諸「名辞」は、〈なに〉を、「示す」のであるか。

ウ) EoL は、こう規定する。

i) 「正しい」・「正義」という「名辞」は、「当の人間」が、その「行動」の「無侵害」なるがゆえに、「政治制度」(civil constitution) [〈国家法〉]によって「刑罰 (punishment)」に〈処せられることがない〉という意味で、「無

7) EoL, p. 83

罪である (not guilty)」ことを、「示す」ものであり、

ii) 「不正な」・「不正義」なる「名辞」は、「当の人間」が、「侵害」の「行動」ゆえに、「刑罰」に〈処せられる〉という意味で、「有罪である (guilty)」ことを、「示す」⁸⁾ものである。——

b) ア) なるほど、i) 「政治制度」・〈国家法〉を前提するならば、

ii) α) 相手方契約当事者にたいして、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」という「行動」によって、「無侵害」である「人間」は、「刑罰」の対象にならぬ・「無罪である」「人間」であり、

β) 「契約違反」によって「侵害」を加える「行動」をとった「人間」は、「有罪である」「人間」である、と規定されるのは、当然である。

イ) i) しかしながら、再び想起すれば、EoLは、「第一節」で、「第三の法」を、なによりもまず、「第一の法」という・「理性」の「命令」——「各人ハ、自ラガ、自然ニ基ヅイテ、万事ニタイシテ持ッテイル権利ヲ、ワガ身カラ引キ離セ」——を「無効」ならしめないための・〈不可欠〉の「法」として、挙示したのであった。

ii) α) である以上、「正しい」・「正義」；「不正な」・「不正義」という「名辞」が「人間」に「当てられる」場合に「示す」内容たる「無侵害」と「侵害」（「契約の遵奉」と「契約違反」）とは、

β) 「政治制度」を含む「国家」・「至高権力保持者」を、そもそも「設立」する「契約」について、まず、語られるべきであったにも拘らず、

γ) EoLは、この「契約内容」の「不履行」について、〈なんら述べるところがない〉のである。

iii) α) 上記の「契約内容」の「不履行」は、(前述のように、「履行」の「意志」は、ほとんど〈必然〉であるけれども、なお、「不履行」が、生じうるとしてであるが、),

8) EoL, p. 83

β) 相手方契約当事者たる「各人」の「生命の保存」の「権利」にたいする「侵害」であると同時に、

γ) 「契約違反」者〈自ら〉の「生命の保存」の「権利」にたいする「侵害」でもある。

iv) α) ただし、未だ、「国家」は「設立」されていないのであるから、

β) 「各人」にたいする「侵害」を犯した「人間」も、「有罪である」、とはされえず、「刑罰」を受けることは、〈ありえない〉のである。

γ) けれども、「契約違反」者たる「人間」は、「他人」にたいしても、〈我が身〉にたいしても、「侵害」は加えていることは、前記・iii), β), γ) のとおりである。

v) EoL が用いている語・‘guilty’ (OE・‘scyldig’/‘gyltig’; ME・‘gylti’; NE・‘guilty’) の「語幹」・‘guilt’は、「印欧語族基語」の(ローマ文字で表記すれば) ‘ghldi-’ (「^{つぐな}償う」) に発し、「負債」を原意とする、との説⁹⁾がある。

vi) この説をとれば、α) 「国家」・「至高権力保持者」を「設立」する「契約内容」を、「第三の法」という「命令」に〈したがつわん〉とする「意志」によって「履行」した「人間」は、相手方契約当事者たる「各人」にたいしても、〈自己〉にたいしても、「負債がない」・〈償う必要がない〉、という意味で、‘non guilty’ であり、

β) 「第三の法」なる「命令」に〈したがつわん〉とする「意志」の〈無〉によって「不履行」に終る「人間」は、「各人」と〈自己〉とに、「負債がある」・〈償いをしなければならぬ〉、という意味で、‘guilty’ である、と云う。

5) しかるに、EoL は、a) ア) 「正しい」・「正義」; 「不正な」・「不正義」という「名辞」が、「人間に当てられる」場合について、

i) これらの「名辞」が「表示する」のは、

ii) 「無罪な」、および、「有罪な」である、とするに、

9) Buck, C. D. : op. cit. col. 1184

iii) とどまらない、のである。

イ) すなわち、——これらの「名辞」は、その場合に、「人間」の〈あるもの〉を、「表示する」、——と言う。

b) その〈あるもの〉を、EoLは、こう規定するのである。

ア) これらの「名辞」は、それが「人間に当てられる場合には」、「人間」の「自然本性の傾き、動き、向き (prone and affection, and inclination of nature)」を、「表示する」¹⁰⁾。

イ) i) 換言すれば、「正しい行動、不正な行動を、生み出すのに適合した・心の情念 (passions of mind apt to produce just and unjust actions)」

ii) 「正しい」ないしは「不正な」「行動」に「出る」「情念 (passions)」

また「気性 (aptitude)」を、「表示する」¹¹⁾。

c) 確かに。ア) 「正しい」・「無侵害」の「行動」と、「不正な」・「侵害」の「行動」とは、それが「行動」である以上、「人間」の「自然本性」の一つたる「心の情念」(ないし、「秤量」を経た・「最後」の「情念」たる「意志」)を〈原動力〉とするものであらざるをえない。

イ) EoLは、「第一部」・「第十二章」(テニエスによる「章節配列」にしたがえば、「秤量によって、情念から人間の行動が発するのは、いかにして、であるか」と題されている)にあって、Lev・E, Lev・Lの各「第一部」・「第八章」におけるとひとしく、とりわけて、「欲求」と「恐怖」という「情念」が、「私たちの行動の・最初の・自覚されざる原動力」である、とし、しかし、「自覚されざる」・これらの「情念」が、「秤量」を経て、「行わんとする・最後の欲求」ないしは「行わずにおかんとする・最後の恐怖」である「意志」となったものが、〈自覚された〉「情念」である、としている。(第一節)・「第

10) EoL, p. 83

11) EoL, p. 83

二節)」¹²⁾。

ウ) それゆえ、「無侵害」という「行動」、および、これに〈相反する〉・「侵害」なる「行動」についても、その「第一の原動力」は、それぞれ、なにらかの「情念」である、とされるのは、当然である。

d) しかしながら、ア) 上記の「表示する」とする規定は、甚だ《不備》である。

イ) というのは。 i) 「正しい」・「不正な」なる「名辞」が、上掲のものを「表示する」、と規定することは、

ii) —— 次・e) に、この規定の《欠落》と《失当》とを指摘するが——
 α) なにか・ある「自然本性の傾き」を有する「人間」(また、「正しい行動」を「生み出すのに適合した」・なにか・ある「心の情念」を抱く「人間」, 「正しい」「行動」に「出る」・なにか・ある「情念」「気性」をもつ「人間」が、「正しい」「人間」である、と規定することにすぎず、

β) また、上記とは別の・なにか・ある「自然本性の傾き」をもつ「人間」(ないしは、「不正な行動」を「生み出すのに適合した」・なにか・ある「心の情念」を抱く「人間」, 「不正な」「行動」に「出る」・なにか・ある「情念」・「気性」を有する「人間」) が、「不正な」「人間」である、と規定するだけのことである。

iii) にも拘らず、EoL は、 α) 「表示する」という規定を出ず、

β) 「正しい」「人間」, 「不正な」「人間」の・まさしく〈規定〉に、——進むべくして——、進んでいないから、である。

e) 加えるに、前掲の規定には、《欠落》があり、また、この規定は、《失当》である。

ア) まず、「正しさ」・「不正」の「名辞」は、「人間」の「自然本性の傾き、動き、向き」を、「表示する」、と規定されているが、指摘するまでもなく、

12) EoL, p. 61

これらが、いったい、〈なに〉への「傾き、動き、向き」であるのかが、〈全く、示されていない〉ことは、重大な《欠落》である。

イ) また、「正しい行動、不正な行動を、生み出すのに適合した・心の情念」を、「表示する」とも規定されているけれども、

i) α) 「正しい行動」とは、「理性」の「命令」たる・「第三の法」という「命令」に〈したがわん〉とする「意志」を〈原動力〉とする「行動」であるのでなければならず、

β) 「不正な行動」とは、上記の「命令」に〈したがわん〉とする「意志」の〈無〉、すなわち、代って、自己の・〈目前〉の「利益」にたいする「欲求」という「情念」を〈原動力〉とする「行動」であらざるをえないのであるから、

γ) 「正しい行動」、「不正な行動」について、それらを「生み出すのに適合した・心の情念」とのみ言われて、

δ) 「第三の法」なる「命令」に〈したがわん〉とする「意志」、ないし、この「意志」の〈無〉が、〈語られない〉のは、《失当》である。

ii) また、「正しい行動、不正な行動を、生み出すのに適合した」(「意志」ではなく)「心の情念」と言うにとどまるのであっては、

α) 〈いかなる〉「心の情念」が、「正しい行動」を、また、〈いかなる〉「心の情念」が、「不正な行動」を、「生み出すのに適合」しているのかは、β) 《不明のまま》であるのであるから、

iii) 上掲の規定は、この理由によっても、また、《失当》である。

iv) 正しい表現を求めるならば、——「理性」の「命令」たる・「第三の法」という「命令」に〈したがう〉のに「適合」した「意志」、逆に、この「命令」に〈したがう〉のに〈「適合」していない〉「意志」、——となるべきであろうし、

ウ) α) 前記・ア) の・「自然本性の傾き、動き、向き」もまた、

β) 上述の「命令」に〈したがわん〉とする・「意志」の「傾き、動き、向き」、逆に、〈そむかん〉とする・「意志」の「傾き、動き、向き」、と表現さ

れてこそ、

γ) 《欠落》を脱しうるであろう。

エ) このようにして、i) 上記の《欠落》と《失当》とのゆえに、EoLによる規定では、

ii) 「正しい」・「正義」；「不正な」・「不正義」という「名辞」が、「人間」に「当てられる」場合に、〈なに〉を「表示する」かは、

iii) ついに、《不明のまま》に終るのである。

6) ところで、EoL・本「第四節」の論述は、一変して、以下の論旨となる。

a) ア) 「情念」を抱く存在としての「人間」は、〈必ず〉、「自分にとっての・よいもの」・自らの「利益」にたいする「欲求」という「情念」を、もつ。

イ) したがって、「人間」は、また、〈必ず〉、「自分にとっての・わるいもの」・自らの「不利益」にたいする「嫌悪」・「恐怖」という「情念」を抱くはずである。

ウ) なぜなら、「利益」にたいする「欲求」の「情念」、すなわち、「利益」〈へ向かっての〉・心の「前進・接近運動」と、「不利益」にたいする「嫌悪」・「恐怖」という「情念」、とりもなおさず、「不利益」〈からの〉・心の「後退・回避運動」とは、《同一》のものであるからである。

b) してみると、ア) —— EoLの・前掲の叙述によっては、いかなる「心の情念」・「自然本性の傾き」によるのかは、《不明》のままに、—— とにかく、なにか・ある「心の情念」・「自然本性の傾き」ゆえに「不正な」・「不正義」とされる「人間」であっても、

イ) i) 「設立」された「国家」の内部にあって、自らが相手方契約当事者に加えた「侵害」という「行動」、したがって、「政治政制度」(〈国家法〉)による「刑罰」を招く「行動」—— 自らの「不利益」となる「行動」—— にたいしては、「嫌悪」・「恐怖」の「情念」を抱かざるをえない。

ii) EoLが、「正しい人間の心の中にあるのとひとしく、不正な人間の心の中にも、罪ヲ犯スコトニタイスル嫌悪[という情念] (an óderunt peccāre [オ

デェルウント・ペッカァーアレェ])¹³⁾があるのであるが、…」¹⁴⁾、と規定している意味は、上記のところにある。

c) ア) この規定は、さきに指摘したように、「正しい」あるいは「不正な」という「名辞」が「人間に当てられ」て用いられるさいに「表示する」ものが、《不明》であり、すなわち、「正しい人間」ないしは「不正な人間」とは、〈いかなる〉「人間」であるかが、《不明》であっても、しかし、なお、上記・a), — b), ア) によって、〈成立しうる〉ものである。

イ) そこで、EoLは、上記の規定が〈成立しうる〉ことに乗じて、そこから、— もとより、「不正な人間」とは、〈いかなる〉「人間」であるかを、《不明のまま》にして—、下記を〈帰結〉させるのである。すなわち、

ウ) 「不正な」・「不正義」の「人間」ではあれ、〈必ず〉、「不正な」・「不正義」の「行動」に出る、ということではなく、「刑罰にたいする恐怖 [という情念] (fear of punishment) から、侵害を加えることを差し控える (abstaineth)」¹⁵⁾ という「行動」をとることは、〈大いに〉ありうるのであって、

エ) すなわち、「ある・不正な人間が、自分の行動の一つばかりでなく、数多くを、正しく行ってしまった (have done)、ということは、ありうる (may) ののである」¹⁶⁾。—

d) いな、EoLは、さらに、ア) (な・に・ら・か・あ・る・《不明》な「心の情念」を〈原動力〉とする) いわゆる「正しい」・「正義」の「人間」についてすらも、

イ) ！しかも、当該の「不正な」「行為」の〈原因〉・〈原動力〉の・なんたるかを《示さずに》、

13) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・III — B、本文の末尾に、記した。

14) EoL, p. 83

15) EoL, p. 83

16) EoL, p. 83

ウ) 「ある・正しい人間が、不正な行為 (act) を犯してしまった (have committed), ということは、ありうる (may) のである」¹⁷⁾, と述べている。

7) ここで、冗漫ではあるが、以上に見た・EoL の論述を、整理しておけば。

a) ア) まず、「罪ヲ犯スコトニタイスル嫌悪」という「情念」に加えて、
な・に・ら・か・ある・《不明》の「心の情念」を「行動」・「行為」の〈原動力〉とする「人間」は、

i) 上記の (《不明》の) 〈原動力〉による限りでは、「正しい」・「正義」の「人間」であり、「無罪な」「人間」であって、

ii) かかる「人間」の「行動」・「行為」は、「正しい」・「正義」の「行動」・「行為」であるが、

イ) しかし、こうした「人間」であっても、

i) また別の・な・に・ら・か・《不明》の「情念」が〈原動力〉となって、「不正な」・「不正義」の「行動」・「行為」を「犯してしまった、ということは、ありうる」。

ii) すなわち、その「行動」・「行為」が、「侵害」であることが、「ありうる」し、

iii) したがって、当の・「正しい」「人間」が、「有罪な」「人間」であることが、「ありうる」のである。――

b) ア) つぎに。「罪ヲ犯スコトニタイスル嫌悪」なる「情念」に加えて、上記・a), ア) とは〈別の〉・な・に・ら・か・《不明》の「情念」が「行動」・「行為」の〈原動力〉である「人間」について言えば、

i) こうした「人間」の「行動」・「行為」は、「不正な」・「不正義」の「行動」・「行為」である。

17) EoL, p. 83

ii) しかし、かかる「人間」にせよ、「刑罰にたいする恐怖」という「情念」が〈原動力〉となって、「数多く」の「行動」・「行為」を「正しく行ってしまった、ということ」は、〈大いに〉「ありうる」。

ii) すなわち、その「行動」・「行為」が、「無侵害」であることが、「ありうる」し、

iii) それゆえ、当該の・「不正な」「人間」が、「無罪な」「人間」とされることが、「ありうる」、のである。――

8) そこで、上記のように整理された・EoLの論述にしたがうならば、

a) 一方で、「人間」について、既に見たとおり、

ア) 「正義」という「名辞」が「無罪」を「示す」とされ、「不正義」なる「名辞」が「有罪」を「示す」とされる限りでは、

イ) i) 「無侵害」が、「正義」の・「正しい」「行動」・「行為」であり、

ii) 「侵害」が、「不正義」の・「不正な」「行動」・「行為」であることは、もとよりのこととして、〈確定されうる〉。

b) けれども、一つには、ア) ―― 既に指摘されたように、――〈いかなる〉「自然本性の傾き」、〈いかなる〉「心の情念」を〈原動力〉とする「人間」が、「正しい」「人間」であるのか、ないしは、「不正な」「人間」であるのか、《不明のまま》にされている以上、

イ) i) 〈いかなる〉「人間」が「正しい」「人間」であり、

ii) 〈いかなる〉「人間」が「不正な」「人間」であるのかは、〈確定されえない〉のであって、やはり《不明》なのである。

c) さらに、二つには、ア) 〈なにゆえに〉「正しい」かが《不明》ながら・「正しい」「人間」であっても、「不正な行為を犯すことが、ありうる」し、逆に、ひとしく《不明》な理由で「不正な」「人間」であるにせよ、「正しい」「行動」をとることが、〈大いに〉「ありうる」、とされるのであっては、

イ) これまた、〈いかなる〉「人間」が、「正しい」「人間」であり、ないしは、「不正な」「人間」であるかは、〈確定されえず〉、《不明》である。

d) いな, 加えて, ア) i) 上記・b), c) のとおり, <いかなる>「人間」が, 「正しい」「人間」であるのか, また, <いかなる>「人間」が, 「不正な」「人間」であるのかが,

ii) そもそも, 《不明》であり, <確定されえない> のであっては,

イ) 「情念」という・「行動」・「行為」の <原動力> の《変転》によって,

i) 「正しい」「人間」が, 「不正な行為を犯してしまった, ということは, ありうる…」, という立論自体が, 《成立しえない》のであり,

ii) 同じく, 「不正な」「人間」が, 「自分の行動の…数多くを, 正しく行ってしまった, ということは, ありうる…」という立論も, 《成立しえない》ことになる。

9) a) にも拘らず, EoL は, 上記の・すべての立論が《成立しうる》ものとして, 以下のように, いったん, <結論> するのである。

「それゆえ, 正義と不正義との・下記の区別が, 銘記されなくてはならない。すなわち, 不正義[という名辞]が, 有罪のことであると解される (is taken for guilt) 場合, 行動は, 不正なものであるが, しかし, だからといって, 当の人間が不正であるのではない。また, 正義 [なる名辞] が, 無罪のことであると解される場合, 行動は, 正しいものであるが, とはいえ, 当の人間は, 必ずしも, 正しいわけではない。…」¹⁸⁾。

b) 再び冗長ながら, この <結論> の要旨を示せば, それは, 以下のとおりである。――

ア) 「不正義」なる「名辞」が, <処罰に値いすること>・「有罪」を, 「表示する」場合,

i) 「有罪」とされる「行動」は, 確かに, 「不正な」「行動」である。

ii) だがしかし, その「行動」をとった「人間」が, 「正しい」「人間」であることは, <ありうる> のであるから,

18) EoL, p. 83

iii) したがって、上記の「行動」は「不正な」「行動」であるけれども、「だからといって」、「当の人間」までが「不正である」のでは「ない」。

イ) また、「正義」なる「名辞」が、〈処罰に値いしないこと〉・「無罪」を、「表示する」場合、

i) その・「無罪」なる「行動」は、「正しい」「行動」であるけれども、

ii) しかし、その「行動」をとった「人間」が、「不正な」「人間」であることは、〈ありうる〉のであって、

iii) それゆえ、「行動」は「正しい」「行動」である「とはいえ」、「当の人間」が、〈必ず〉、「正しい」「人間」である「わけでは、ない」のである。——

c) しかしながら、ア) 本稿・先行・7) に述べたところに基づいて、

イ) EoLの・上掲の〈結論〉は、《成立しえない》のであり、なにも、「銘記される」に値するものでは、《ない》のである。

10) それにまた。 a) 「無侵害」が「正義」の・「正しい」「行動」・「行為」であり、「侵害」が「不正義」の・「不正な」「行動」・「行為」であることは、〈確定されうる〉にせよ、

b) ア) 「正しい」と「不正な」との《規準》である「第三の法」への言及が〈ない〉ため、

イ) その「無侵害」および「侵害」が、〈いかなる場合〉の、ないしは、〈なにもにたいする〉ものであるかが、〈指示されていない〉のであるから、上記の〈確定されうる〉こともまた、《無意味》となる。

c) なればこそ、本稿で初めに(3), b), ウ)) 指摘したところを詳述して、ア) 「無侵害」とは、「自然が定めている・第三の法」なる「命令」——「理性」の「命令」——に〈したがわん〉とする「意志」を〈原動力〉とする「行動」(「契約の遵奉」・「契約内容の履行」)による・「契約」の相手方当事者の「権利」にたいする「無侵害」であり、

イ) 「侵害」とは、しからざる「行動」(「契約違反」)による・相手方当事者の「権利」にたいする「侵害」である、とする規定が、〈明記されるべきで

あった〉のである。

11) ところが, EoL は, つづく叙述にあつては, これまで「自然本性の傾き」・「心の情念」と言うのみで, それが, なにか, を《不明のまま》にしてきた要点 (本稿・前出・5), b) —— d)), —— すなわち, 「正しい」・「正義」; および, 「不正な」・「不正義」なる「名辞」が, 「人間に当てられ」て用いられる場合に, 〈なに〉を「表示する」か, —— を明示するに至るのである。

すなわち, 下記の叙述の前半・「…と認めることはできる…」が, それである。

「同じようにして, 正義と不正義と [の名辞] が, 心の在り方 (habits of the mind) であると解される場合, 当の人間を, 正しい, ないしは, 不正である, と認めることはできるけれども, だがしかし, その人間の行動の・すべてを, 正しい, ないしは, 不正である, と認めることはできないのである」¹⁹⁾。

(予め言えは, 上掲の後半, 「だがしかし, …」以下の論述は, それに先行する論述に《矛盾》するものであり, その理由で, 《成立しえない》。(cf. 本稿・*infra*, 12), a))。

a) ア) 前述のとおり (本稿・前出・5), b)), 前掲の・「正義」・「不正義」なる「名辞」が, 「人間に当てられ」て用いられる場合に「表示する」ものは, ——「人間」の「自然本性の傾き, 動き, 向き」, 「正しい行動, 不正な行動を生み出すのに適合した・心の情念」, 「正しい」ないし「不正な」「行動」に「出る」「情念」, 「気性」である —— と規定されたが,

イ) いまや, 上記の「名辞」が「表示する」ものは, 「人間」の「心の在り方」であると, 規定が, 《変更》されるに至ったのである。

b) i) さきの規定は, 自らの〈意味〉を《不明のまま》にしていた。

ii) α) しかるに, 「正しさ」・「正義」としての「心の在り方」(habits of the mind) なる概念中の 'habit' は, 「古典ラテン語」において, 「所有する」,

19) EoL, p. 83

「保つ」、「惹き起こす」、「企てる」、再帰的に、「振舞う」、「情況にある」、等の語意を有した「動詞」‘habêre’ ([ハアベエーエレエ]) の supînum (「動名詞」)・‘hâbitum’ ([ハアビイトウム]) に発する「名詞」・‘hâbitus’ ([ハアビイトゥス]) (「外見」、「情況」、「在り方」、等) に、由来し、例えば、キイクエロオが、修辞学上の「着想」を論じた著述・『着想について』(“Dē Inventiōne”. [デー・インウエンツィオーオネエ]. 全・二編) の「第一編」・「第二十五章」・「三十六」で、「ところで、私が、在り方 (hâbitus) と呼ぶものは、いずれかの事柄における・精神 (ânimus [アニムゥス]. 「心」) ないし身体 (côrpus [コオルプゥス]) の・確定し (cônstâns [コォーンスタァーンス]) ・かつ・完結した (absolûta [アプソオルウーウタァ]) 達成 (perfêctio [ペェルフェクツィオ]) のことであって、例えば、なんらかの能力ないし技能の修得、あるいは、いずれの知であるにせよ知、また、身体の・いずれかの適合性がそれであり、自然本性 (nâtûra [ナァートウーウラァ]) によって与えられたものではなく、研鑽 (stûdium [ストゥディウム]) と勤勉 (indûstria [インドゥーストリア]) とによって生み出されたものを、私は、在り方と呼ぶのである」²⁰⁾、と規定している概念である。

β) また、古典ギリシャ語では、古典ラテン語の・前記・‘habêre’ と語義がほぼ相蔽う「動詞」・‘ἐχειν’ ([エクヘエイン]) の「未来・不定詞形」の‘ἐξεῖν’ ([ヘエクセエイン]) に由来する「名詞」・‘ἐξις’ ([ヘエクスイス]) が、「所有すること」なる語意のほかに、「ある状態に在ること」、「身体」ないし「魂」、「心」の「状態」、「在り方」、等の語義を、有した。例えば、プラトォーンは、『トヘアイテェートォス』(“Θεαίτητος.”) の中で、この語を、つぎのように用いている。——ソォークラァテェースが、「熱と火」とは、「加圧

20) Mârcus Túllius Cícero. “Dē Inventiōne.” Cicero in twenty-eight volumes. II. William Heinemann. Harvard U-P. Cambridge (Mass.), 1968 p. 72

(φορά [フホオラー]) と摩擦 (τρίψις [トリイプシス]) とから、生まれる。加圧と摩擦とは、運動 (κινήσις [キィネエーシス]) である」と語り、トヘアイテエートオスが、これを肯定すると、ソークラテエースは、「もとより、動物の種属は、今述べたのと同じのもの、すなわち、諸運動から、生まれるのである」と言い、トヘアイテエートオスの「そうでなくてはならない」とする答えを得て、ソークラテエースは、話題を、「運動」と「静止」とが「身体」と「魂(心)」とに与える影響に転じて、こう言う。「さてと、身体の在り方 (ἐξις [ヘエクシス]) というものは、一方では、静止 (ἡ-συχία [ヘエーシユクヒイアー]) すなわち怠惰 (ἀργία [アルギイアー]) によって、減じるものであり、他方では、鍛練 (γυμνασία [ギユムナアスィアイ]) すなわち運動 (κινήσις [キィネエーシス]) によって、甚だしく健やかならしめられるものである、のではないでしようかな。[トヘアイテエートオス]「ええ、そうなのです。[ソークラテエース]「魂[心]の場合の在り方というものは、一方では、学習 (μαθήσις [マアトヘエーシス]) すなわち訓練 (μελέτη [メエレテエー]) が運動であることによって、知識を獲得し、健やかならしめられ、また、さらにすぐれていくものであり、他方では、訓練の欠如 (ἀμελετησία [アメレテエーシイアー]) と学習の放棄 (ἀμαθία [アマアトヒイアー]) とが静止であることによって、なに一つ習得せず、また、習得した事柄があったとしても、それを忘れてしまうもの、であるのではないでしようかね。[トヘアイテエートオス]「そのとおりですとも」²¹⁾。

iii) α) このように、プラトーンにあっては、「魂(心)」なり「身体」

21) Πλάτων : “Θεαίτητος.” Platōnis Ōpera. Recōgnōvit brévīqve adnotātiōne críticā instrv̄xit Iōannēs Burnet. Oxōnii. Tomvs I. Typogrāpheum Clarendoniānum. 1979, Stallbaum I, 153 · a ; Burnet, 153 · a, 7–153 · C, 1

なりが、「運動」（「学習」、「鍛練」）と「静止」（「学習の放棄」、「怠惰」）という・〈相反した〉・二つの〈経過〉から得た・〈相反する〉（〈正〉と〈負〉との）・二つの・〈確定〉した〈性格〉が、「在り方」という概念の意味であり、キイケエロオにあつては、プラアトォーンにおける「運動」に相当する「研鑽と勤勉」という〈経過〉を通じての・「精神」あるいは「身体」の・なならかの「達成」という・〈正〉の・〈確定〉した〈性格〉が、「在り方」という概念の意味である。

β) したがって、「在り方」なる概念は、キイケエロオも言うとおりに、「自然本性」という概念から、区別される。プラアトォーンもまた、『法』（“Νόμοι.” [ノオモオイ]）・「第一編」（A）の最後で、「アトヘエーエナアイからの賓客」に語らせている言句の中で、「魂（心）」の「自然本性」と「在り方」とを、区別して用いている。すなわち、——「してみますと、魂[心]を養うのを本務とします・後述の技術にとって、最も役に立つ事柄の一つは、魂[心]（αἰψυχᾶι [ハアイ・プシュークハアイ]）の自然本性（αἰφύσεις [ハアイ・プヒユセイス]）と在り方（αἰἐξεις [ハアイ・ヘエクセイス]）とを、知ることである、と思われませんか。ところで、その・魂[心]を養うことは、私の考えますに、おそらく、政治という技術（πολιτικὴ τέχνη [ポリイーティケエー・テェクフネエー]）の本務であると、私たちは申すようですね。そうではありませんかな。〔クレエーテエー [クレエータ] 島の人・クレエイニイアース〕「全く、おっしゃるとおりです」²²⁾。——

c) ところで、i) EoLの言う「心の在り方」という概念は、——もとより、「正しさ」・「正義」そのものの規定においては、EoLとプラアトォーンとは、全く異なるけれども、——プラアトォーンの『国政』・最終・「第十編（I）」・[Stallbaum. II. 595・a—621・d]の結語が始まるさい（613・a）、ソォー

22) Πλάτων : “Νόμοι.” Platōnis Ōpera. Tomvs V. Stallbaum II, 650・b ; Burnet, 650・b, 6—10

クラテースがグラウコオンに向かって語る言葉に見える・「正しい人間」の規定と、《同義》である、と云うる。(《同義》であることは、のちに見るとおり、DC・L, Lev・E, Lev・Lの論述によって、確証される)。すなわち、

[ソークラテース] 「そうしてみますと、正しい人間 (ὁ δίκαιος ἄνθρωπος [ホオ・ディカアイオス・アネール]) については、つぎのように理解しなくてはなりません。その人の肉体は、いまは、たとえ貧にあえぎ、たとえ病いに侵され、あるいは、なにらか・他の・世にいう災厄に苛まれてあろうとも、正しい人間の魂は、肉体が、かかる生をおくり、ないしは、かかるままに死せるあとにも、総じて幸いの境地に、立ち至らずにはいないのである。なぜというに、言うまでもなく、正しからん (δίκαιος γίνεσθαι [ディカアイオス・ギグネエストハイ]) がために力をふりしぼらんと (προθμείσθαι [プロオトユメエイストハイ]) 意志する (ἐθέλη [エトヘエレーエ]) 人、そして、[「正しさ」なる] 徳 (ἀρετή [アレテエー]) の追求者 (ἐπιτηδεύων [エピイテエーデウオン]) たることにおいて、人間として能う限り神に (θεός [トヘエオス]) に似通わんと (ὁμοιούσθαι [ホオモイウーストハイ]) 意志する人は、なんびとたりとも、断じて、神によって見放されることは、ないからである、と」。

[グラウコオン] 「そのような人が、似通っている者 [神] によって見放されるわけがないのは、理の当然ですね」²³⁾。

d) ア) EoLが言う「心の在り方」という概念は、プラトオンの『国政』にあつて重要な位置を占める・「人間としての生き方」(ὁ τρόπος τῶν ἀνθρώπων [ホオ・トロオポオス・トオーオン・アントフロオーポオーン]/ἀνθρώπων τρόποι ([アントフロオーポオーン・トロオポオイ])/ὁ τρόπος ξην

23) Πλάτων: “Πολιτεία.” Platōnis Ōpera. Tomvs IV. (以下, Rと略記) Stallbaum II, 613・a-b; Burnet, 613・a, 4-613・b, 3

[ホオ・トロオポオス・ゼエ・エン])²⁴⁾なる概念に、相当するものである。

なぜなら、後者の概念がもつ意味の〈一つ〉は、脚注・24) (本稿・末尾)に見るとおり、「正しい人間」の規定、すなわち、——「正しからんがために力をふりしぼらんと意志する」「人間」たること、換言して、「正しさ」(という「徳」)の「追求」を〈ひたすらに、意志する〉「人間」であり、しかも、その「追求」において、「神に似通わん」とし・「神」に〈比肩せん〉とする・〈最高度〉の「意志」を抱く「人間」であること、——にあるからである。

イ) こうして、——再言すれば、「正しさ」の規定そのものにあっては、プラトーンと EoL とは、相異なるけれども、—— EoL にあって、「正しさ」・「正義」なる「名辞」が「表示する」・「人間」の「心の在り方」とは、

i) 本稿・前出・2), d), イ), ii) に述べたもの、すなわち、「契約」の当事者なる「人間」が、「第三の法」という・「理性」の「命令」に〈あくまで、したがわん〉と「意志する」こと、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」にたいする・〈ひたすらな〉「意志」、であり、

ii) その点にあって、プラトーンが語る・「正しからんがために力をふりしぼらんと意志する」ことと、《同義》なのである。

e) ア) しかし、もとより、EoL にあっては、上記の・「正しさ」・「正義」なる「名辞」が「表示する」「心の在り方」と、

イ) これに〈相反する〉・すなわち「不正」・「不正義」という「名辞」が「表示する」「心の在り方」との・〈二つ〉が、対置されているのであって、

(これは、プラトーンが、「運動」(「鍛練」と「学習」)と、これに〈相反する〉ものとしての「静止」(怠惰」と「学習の欠如」)との・〈二つ〉が、「魂(心)」と「身体」とに与える・〈相反する〉・〈二つ〉の影響を、語っているのに似ている)、

24) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本・III —— B, 本文の末尾に、記した。

ウ) したがって、上記・イ) の・「不正」・「不正義」という「名辞」が「表示する」「心の在り方」とは、「第三の法」なる「命令」に〈あくまで、そむかん〉とする「意志」、とりもなおさず、己れの・〈目前〉の「利益」にたいする「欲求」なる「情念」(「契約違反」の「行動」の〈原動力〉であるもの)である。

f) 上述・c) — e) に照らすならば、EoLに現われる・「心の在り方」なる概念は、

ア) 〈いかなる〉「人間」が、「正しい」「人間」であり、ないしは、「不正な」「人間」であるかを、〈確定〉する概念として、《きわめて重要》な意味をもつものであり、

イ) また、DC・L, Lev・E, Lev・Lによる規定が確証していくように、プラトーンにおける・「正しい人間」の規定と軌を一にする点にあっても、《注目》に値いする概念である。

g) さらにまた。ア) 上記の・〈相反する〉・二つの「心の在り方」とは、いずれも、「人間としての生き方」(mōs [モース])にほかならないのであって、

イ) したがって、この「心の在り方」なる概念は、「第三の法」(いな、「第三の法」に限らず、本稿で、次第に見ていくとおり、総じて、「自然が定めている法」というものが、

i) 「人間」の「心の在り方」、*「人間としての生き方」*の「命令」であることを、教えているものであり、

ii) 換言すれば、*‘mōs’*に由来する*‘mōrālis’* ([モオーラーアリス])/ *‘moral’*な「法」、*「人間の生き方」*としての「法」であることを、示しているものである。

ウ) この点にかんがみても、「心の在り方」なる概念の意味は、《重要》である。

12) そこで、「心の在り方」という概念が有する・上記の《重要性》にかん

がみて、ここで問うておかなければならないのは、

a) 「正しい」・「不正な」という「名辞」が、「人間に当てられる」場合に、「表示する」ものが、

i) 最初に挙げられた・「人間」の「自然本性の傾き、動き、向き」・「心の情念」から、

ii) 〈なによりゆえに〉、

iii) 「心の在り方」に、〈変化〉したのであるか、——その〈変化〉の根拠である。

b) その根拠は、分析すれば、以下のところにある。

ア) 「第三の法」が、「自然が定めている法」であるとは、この「法」が、「自然」から与えられた・すなわち「自然本性」としての「理性」が下している「命令」であるということであり、

イ) そして、「理性」とは、もとより、「正しい (rēcta [レー・エクタ]) 理性」(「過つことなき理性」) 以外のものではないのであった。

このことを、EoLは、おそらく、キケエロオが、『法について』(“Dē Lēgibus,” ([デェー・レー・ギブウス]))・「第一編」・「第十二章」・「三十三」で、親友の・アッティクウス[「アッティカ人」]の添名をもつティトゥス・ポムペーユス・アッティクウス (Títus Pompéius Átticus) に、つぎのように述べさせているところから、学んだもの、と思われる。

「…; 権利 (iūs [ユース]) は、万人によって、等しく、尊重されなければなりません。なぜなら。万人には、自然 (nātūra [ナアートウーウラ]) によって、理性 (rátio [ラァツィオ]) が、与えられているのですが、もとより、万人に与えられておりますのは、正しい理性 (rēcta rátio [レー・エクタ・ラァツィオ]) であります。そして、命令することと、禁止することとにかかわる・正しい理性が、法でありますから (lēx, quae est rēcta rátio [レークス, クァエ・エスト・レー・エクタ・ラァツィオ]), それゆえ、法もまた、万人に与えられているのですし、法が、万人に与えられているな

らば、権利もまた、万人に与えられているからなのです。すなわち、理性が、万人に与えられ、したがって、権利が、万人に与えられているからです」²⁵⁾。

また、先行する・同・「第一編」・「第六章」・「十八——十九」でも、キイクェロオ自らが、アッティクウスとともに対話に参加している弟・クウイントゥス・トゥルリウス・キイクェロオ (Quintus Tullius Cicero. ギリシャ風の悲劇詩人) に語りかける言の中に、こうある。

[キイクェロオ] 「そうではないんだ、クウイントゥス。むしろ、権利についての無知の方が、[権利についての]知よりも、争いを招くものなのだよ。だが、その点は、あとにしよう。いま、私たちが吟味しなくてはならないのは、権利の基礎 (iuris principia [ユウーウリス・プリーンキイピア]) の方なのだ。

さてと、学識深き人々に好まれてきたのは、法 (lēs [レークス]) から出発することであって、その人々が、私たちと法の定義を等しくしている、と前提するならば、法から出発するのは、多分、正しいが、法とは、自然に根ざした (insita in nātūrā [イーンスイタァ・イン・ナアートウーラー]) ・至高の理性 (rātio sūmma [ラァツィオ・スウムマ]) のことなのであって、この理性が、行われるべき事柄を命令し、それとは反対の事柄を禁止するのだ。かかる理性が、人間の精神の中で牢固たるものになり、完成したものとなった時、その理性が、法なのだよ。…法から導出されるべきが、権利の始源なのだ。なぜなら、法は、自然から発する力であり、すなわち、賢知をそなえた自然が有する精神と理性とであって、したがって、権利と権利侵害との指針であるからだ。…ともあれ、権利を設定するには、私たちは、あの・至高の法から、出発しなくてはならない。なぜなら、この法は、いずれかの法が成文化されるよりも、ないしは、総じて国家が設立されるよりも、時を

25) M. T. Cicero : "De Lēgibus." Cicero in twenty-eight volumes. XVI. William Heinemann. Harvard U-P. Cambridge (Mass.), 1977. p. 332

絶した以前に、[自然から] 生まれたものだからなのだよ」²⁶⁾。

なお、以上に言われている「理性」とは、同・「第一編」・「第十章」・「第三十」における・キイケエロオによる規定にしたがえば、「それによって、私たちが、推理、論証、反論、論争、証明を行い、結論を得ることができるところのもの」であり、「理性が教えるところは、人によって異なるにしても」、「理性は、まぎれもなく、万人に共通のものであって、疑いもなく、認識能力と等しいものである」²⁷⁾、と規定されている〈知的能力〉であって、EoLの言う「理性」と等しい。

ウ) それゆえ、 i) 「自然が定めている・第三の法」なる「命令」に〈ひたすらに、したがわん〉とする「意志」は、

ii) 「正しい」「理性」の「命令」に、〈ひたすらに、したがわん〉とする「意志」であるがゆえに、

エ) 「正しい」「意志」である。

オ) そして、 i) かかる「意志」抱くことは、言うまでもなく、「人間」の「心の在り方」の一つなのであり、

ii) この「心の在り方」が、当の「人間」を、EoLの言う意味での「正しい」人間たらしめるのである。

カ) 加えるに、‘rēcta.’ [f.] ; ‘rēctus.’ [m.] ; ‘rēctum.’ [n.] と、EoLの言う「正しい」とは、《同義》であるからである。

ク) と言うのは。 ア) i) 本稿・先行部分²⁸⁾ で見たように、アリイストオテエレーースは、——「公正」・「正しさ」(τὸ δίκαιον [トオ・ディカアイオ

26) M. T. Cícero : op. cit. XVI. p. 316

27) M. T. Cícero : op. cit. XVI. p. 328

28) 本稿・「第X章」・II —— E, 6) - 18)。脚注・61)。とくに、同・脚注・n), 『経済と経営』, 第23巻・第1号, 1992年6月, 147ページ

ン]. 「形容詞」・*δικαίος*. [m.] ([*ディカァイオス*]) の「中性形」の「名詞化」は、「半分に」(*δίχα* [*ディクハア*]) なる「副詞」に由来する、と解釈して、*δικαίον* ([*ディクハァイオン*]) なる「造語」を用い、すなわち、*δικαίον* < *δικαίον* < *δίχα*、としているが、

ii) この解釈の意は、「取得」される事物の「過」と「不足」という・いずれかへの〈偏り〉・〈偏奇〉の〈なさ〉・〈無偏〉・〈不偏〉としての「半分」・「中間」, 「同等」(「平等」) が, 「正しさ」であるところに, あった。

イ) i) 他方, ラテン語の・「正しい」(*rēctus*. [m.] [*レーエクトゥス*]; *rēcta*. [f.]; *rēctum*. [n.]) なる「形容詞」は, 「真直ぐに向ける」, 「真直ぐに導く」, 等を原意とする「動詞」・*rēgere* ([*レーゲエレエ*]). ここから, 「統率する」, 「統治する」の意が, 派生) の *supīnum* (「動名詞」)・*rēctum*. (「真直ぐに向けること」) に基づく「受動の過去分詞」・*rēctus*, *rēcta*; *rēctum* (「真直ぐに向けられた」) に, 由来するものであり,

ii) すなわち, 「向ける」過程における・〈左右〉への〈偏奇〉の〈なさ〉・〈無偏〉としての「正しさ」を, 表示しているのもであって,

ウ) こうして, *δικαία*. [f.] (*δικαίος*. [m.]; *δικαίον*. [n.]/ないし, *δικαίος*. [m.] [f.]; *δικαίον*. [n.]) と *rēcta*. [f.] (*rēctus*. [m.]; *rēctum*. [n.]) とは, 《同義》であるからである。

エ) また, プラトーンは, 言語の起源と諸語の語源とを論ずる対話篇『クラテュロス』(“*Κράτυλος*”) にあって, — i) α) 「神」(*ὁ θεός* [*ホオ・トヘエオス*]) は, 「名称の上で, *Ζεύς* ([*ゼエウス*]) と *Ζήν* ([*ゼエーン*]) との二様に, 分かれ」ること,

β) *Ζεύς* の「第四格」形が, *Δία* ([*ディア*]) であり, これが, 「前置詞」で・「名詞」および「形容詞」の「第四格」を支配する場合に, 「原因」・「根拠」を表示することのある *διὰ* ([*ディア*]) に類似していること,

γ) および, *Ζήν* なる語が, 「生存する」の意を有する「動詞」・*ζῆν* ([*ゼエーン*]) に類似していること, — に基づき,

ii) ソークラテースに、 α) 「神」とは、「生あるもの・すべてにとり、常に、生存がそれによる ($\delta\iota' = \delta\iota\acute{\alpha}$) のもの」であり、すなわち、「万物 ($\tau\grave{\alpha} \acute{\pi}\acute{\alpha}\nu\tau\alpha$ [タァ・パァンタァ]) の生存 ($\tau\grave{\omega} \xi\eta\nu$ [トォ・ゼエーエン]) の原因 ($\acute{\alpha}\iota\tau\iota\omicron\varsigma$ [アイティオス])」であるものであるが、

β) しかしまた、かかる「万物の生存の原因」たりうるのは、ひとり、「万物 ($\tau\grave{\alpha} \acute{\pi}\acute{\alpha}\nu\tau\alpha$) を統治する者 ($\delta\grave{\omega} \acute{\alpha}\rho\chi\omega\nu$ [ホォ・アルクホォーン]), すなわち、「万物の支配者」 ($\delta\grave{\omega} \beta\alpha\sigma\iota\lambda\epsilon\acute{\upsilon}\varsigma$ [ホォ・バァスイレエウス]) のみである、と語らしめ²⁹⁾、

iii) さらに、これをうけて、「正義」 ($\eta \delta\iota\kappa\alpha\iota\omicron\sigma\acute{\upsilon}\nu\eta$ [ヘエー・ディカァイオシユネエー]) ・「正しさ」 ($\tau\grave{\omega} \delta\iota\kappa\alpha\iota\omicron\nu$ [トォ・ディカァイオン]) の語の意味につき、「正しさとは、…原因 ($\tau\grave{\omega} \acute{\alpha} \iota\tau\iota\omicron\nu$ [トォ・アイティオン]) の働きをするものであり、——なぜなら、それによって ($\delta\iota' = \delta\iota\acute{\alpha}$) 他の存在者が生みなされる・当のものは、原因の働きをするものであるからである、——それゆえ、正しさを、『神』 ($\Delta\epsilon\acute{\upsilon}\varsigma$) と呼ぶのを、ある人 [私] は、正当なことと、考えたのである、」³⁰⁾、と述べさせている。

iv) |このように、プラトーンによれば、 α) 「万物」の「生存の原因」であり、同時に、「万物」の「統治者」・「支配者」であるものは、ひとり、「神」のみであるが、

β) かかるものとしての「神」は、「万物」に「生存」を与え、「万物」を「生みな」し、同時に、「万物」を「統治」し「支配」するものである以上、

γ) 「生存」を与え、「総治」・「支配」を行うにあたり、「神」が「万物」の間に、〈偏り〉・〈偏奇〉をおくことは、〈ありえない〉。

29) Πλάτων: “Κράτυλος.” Platōnis Ōpera. Recōgnōvit brévique adnotātiōne críticā instr̄x̄it Iōannēs Burnet. Tomvs I. Oxōniī. Typogrāpheum Clarendoniānum. 1979. p. 191 Stallbaum I, 396 · a–b ; Burnet, 396 · a, 4–396 · b, 3

30) Plātōn : op. cit. p. 214. Stallbaum I, 413 · a ; Burnet, 413 · a, 3–5

δ) この・〈偏奇〉を〈犯さざること〉・〈無偏〉が、「正しさ」であり、

v) それゆえに、「正しさを、神と呼ぶ」のは、「正当なこと」である、とプラトーンは語ったのである。

vi) こうして、プラトーンの解釈に即しても、「δικαία」と「rēcta」とは、《同義》であり、「正しい」を意味するのである。

オ) 加えて、同じプラトーンの『国政』・「第四編 (Δ)」における・「正義」の規定についても、上記の同一のことを、言いうる。

[ソークラテース]「他方で、と私は申したのです。正義を生み出す³¹⁾こと (τὸ δικαιοσύνην ἐμποιεῖν [トオ・ディカアイオシユネエーン・エムポイエーエイン]) とは、魂が、自らの中にある・さまざまな能力を、それぞれの自然本性にしたがって (κατὰ φύσιν [カアタア・プヒユスイン]), 互いの中で (ὑπὲρ ἀλλήλων [ヒユパアツルレエーロオーン]), 他を支配 (κρατεῖν [クラアテエーエイン])せしめ、他から支配され (κρατεῖσθαι [クラアテエーエイストハアイ])しめることであり、不正義 (ἡ ἀδικία [ヘエー・アディキアー])を生み出すとは、魂が、それらの能力を、それぞれの自然本性にそむいて (παρὰ φύσιν [パアラア・プヒユスイン]), 互いの中で (ἄλλο ὑπὲρ ἄλλου [アツルロオ・ヒユパアツルルウ]), 他を統治 (ἄρχειν [アルクフエイン])せしめ、他から統治され (ἄρχεσθαι [アルクフエイストハア

31) 「正義を生み出す」の「生み出す (ἐμποιεῖν)」なる表現は、ソークラテースが、この文言の直前に、つぎのように、「健康をつくり出すこと (ποιεῖν [ポオイエーエイン]) ことは」と述べている語とのアナロジで、用いられているのである。

「ところで、健康をつくり出すこと (ὑγίειαν ποιεῖν [ヒュギエイアン・ポオイエーエイン]) とは、身体の中にある・さまざまな能力を、それぞれの自然本性にしたがって、互いの中で、他を支配せしめ、他から支配されしめることでありますし、疾病をつくり出すこととは、それらの能力を、それぞれの自然本性にそむいて、互いの中で、他を統治せしめ、他から統治されしめることなのですよ」。(R., Stallbaum II, 444・d ; Burnet, 444・d, 3-6)

イ) しめることではありませんかな」。

「全く、そのとおりです、とグラァウコォーンは、申したのです」³²⁾。

i) 「魂」(ἡ ψυχή [ヘエー・プスュークヘエー])の中には、例えば、種々の「欲望」(ἐπιθυμία [エピイトヒューミイアイ])という「能力」が存在するが、また、「欲望の適正」(σωφροσύνη [ソォーフロォシユネエー])をはかる「能力」も、存在する。

ii) しかし、α) 「欲望」は、その「自然本性」に「したがえば」、「欲望の適正」をはかる「能力」によって、「支配される」べきものであり、

β) 後者の「能力」は、その「自然本性」に「したがえば」、「欲望」を「支配す」べきものである。

iii) そこで、α) 「魂」が、一方では、自らの中にある・「欲望の適正」をはかる「能力」に、その「自然本性にしたがって」、「欲望」を「支配」「せしめ」、

β) 他方では、自らの中にある・「欲望」という「能力」を、その「自然本性にしたがって」、「欲望の適正」をはかる「能力」により「支配され」「しめる」こと、

γ) すなわち、「魂の中にある」・二種類の「能力を、それぞれの自然本性にしたがって、互いの中で、他を支配せしめ、他から支配されしめること」、——これが、「魂」が「正義を生み出すこと」なのである。

δ) これにひきかえ、「魂」が、「各々の自然本性にそむいて」、すなわち、「欲望」という「能力」に、「欲望の適正」をはかる「能力」を「統治」「せしめる」ままに放置し、後者の「能力」を、「欲望」という「能力」によって「統治されしめる」に任せることが、「不正義を生み出すこと」である。

ε) なぜなら、その場合には、「欲望」は、「欲望の適正」をはかる「能力」により「統治される」ことを逃れて、「適正」を失い、すなわち、〈不適正〉となるのみであるからである。

32) Plátōn : op. cit. Stallbaum II, 444 · d ; Burnet, 444 · d, 8-11

カ) i) そもそも、「欲望」なるものは、もとより、〈跳梁・跋扈〉すべきではないが、さりとて、〈抑圧〉・〈抹殺〉されるべきでもなく、「適正」を得るべきものなのである。

ii) α) その「適正」とは、「統治される」べきが「自然本性」である「欲望」が、これを「統治す」べきを「自然本性」とする「欲望」を、「統治する」ところに成り立つのでは、もとより、なく、(かかる・〈統治・被統治〉の関係は、「各々の欲望」の「自然本性」に「そむいて」いるものである)。

β) 「統治される」べきが「自然本性」たる「欲望」が、自らを「統治す」べきを「自然本性」とする「欲望」によって「統治される」ところに、成り立つものであり、

γ) 同じことであるが、「統治す」べきが「自然本性」たる「欲望」が、「統治される」べきが「自然本性」である「欲望」を「統治する」ところに、成り立つのである。

iii) すなわち、こうした・「魂」の諸「欲望」の「自然本性」に「したがって」の〈統治・被統治〉の関係が、諸「欲望」「互いの間」に成り立つこと——それが、「欲望」が「適正」を得ることである。

iv) それゆえ、「欲望の適正」とは、「統治す」べき「欲望」と「統治される」べき「欲望」とが、「それぞれの自然本性にしたがって」いること、その間に〈相剋〉がなく、各々が、それぞれに〈適合〉した位置にあること、すなわち「調和」していることである。

v) そして、その「調和」は、もとより、既述のように、「欲望の適正」をはかる、という・「魂」がそなえている「能力」の一つが、総じて「欲望」を「統治し」、「欲望」が総じて、この「能力」により「統治される」ことの中に、すなわち、やはり、「それぞれの自然本性にしたがう」ことの中に、形づくられるのである。

vi) それゆえ、プラトーンは、同じ『国政』の中で、「欲望の適正」とは、上述の・〈統治〉・〈被統治〉における・「欲望」間の「音の協和」であり

「音の調和」であると、ソークラテエースに、つぎのように語らせている。

「こうして、以下の・音の協和 (*ἡ ὁμόνοια* [ヘエー・ホオモオノオイア]), すなわち、国家の中でも、各個人の中でも、劣悪な欲望と、高貴な欲望とのいずれが、いずれを統治すべきかについて、各々の自然本性にしたがい、双方の欲望が奏でる・音の調和 (*συμφωνία* [シユムプホオーニイアー]) が、欲望の適正 (*σωφροσύνη* [ソオープフロオシユネエー]) である、と申すのが、いちばん正しいと考えますな」³³⁾。

キ) i) さて、このように、「魂」の諸「能力」間にあって、「統治すること」と「統治される」こととが、「各々の自然本性にしたがって」行われる、ということは、「統治すること」と「統治される」こととの間に、〈偏奇〉が〈ない〉ことにほかならず、これにひきかえ、〈偏奇〉の〈ある〉ことが、「各々の自然本性にそむいて」、ということである。

ii) そして、上記の〈統治・被統治〉が「それぞれの自然本性にしたがって」行われることが、「正義を生み出す」ことであるのであったから、

iii) 「正義」とは、上記の意味での・〈偏奇〉の〈ない〉こと、〈無偏〉であることであり、「不正義」とは、〈偏奇〉の〈ある〉こと以外のものではない。

iv) こうして、ここでも、'*δικαιοσύνη*' と '*rēctitūdo*' ([レエークティキウーウドオ]. 「正しさ」) とは、《同義》である、と言いうる。

ク) i) 後出・本稿・18), e), ア) に見るように、Lev・E が、—— イングランド語では、「正しい (Just) 人間」は、「むしろ、公正な (Righteous) 人間」と言われるが、しかし、「同義である」、—— と述べる時の・その '*Righteous*' は、'*right*' に、さらに溯っては '*rēctus*' に、由来し、

ii) '*just*' は、'*jūstus*' に源をもち、'*δικαιος*' に相当する語であるから、

iii) Lev・E によっても、'*rēctus*' と '*δικαιος*' とは、《同義》であることが、

33) Plátōn : op. cit. Stallbaum II, 432 · a ; Burnet, 432 · a, 6—9

裏書きされる。

d) そこで、ア) i) 「契約」を「遵奉」し・「契約内容」を「履行」することは、相手方契約当事者が既に果たしてしまっている「契約内容の履行」にたいして、〈偏奇〉の〈ない〉ことであり、

ii) これにたいし、「契約違反」・「契約内容の不履行」が、相手方契約当事者による「契約内容の履行」にたいする〈偏奇〉であることは、明らかである。

イ) この・〈偏奇〉の〈ない〉こと・〈無偏〉・〈不偏〉が、相手方契約当事者にたいする「無侵害」・「正当」の「行動」であり、〈偏奇〉の〈ある〉ことが、「侵害」の「行動」である。

ウ) そして、「無侵害」の「行動」をとらしめるものが、「第三の法」という「命令」であり、そして、「侵害」の「行動」をとるのを「禁止」するものも、また、この「命令」である。

エ) i) さらに、前述の・〈偏奇〉の〈ない〉こと、〈無偏〉が、「正しさ」であり、〈偏奇〉の〈ある〉ことが、「不正」であるのであったから、

ii) 〈偏奇〉を〈なからしめん〉とする「意志」、とりもなおさず、「第三の法」という「命令」に〈したがわん〉とする「意志」が、「行動」における〈偏奇〉を〈なからしめん〉とする「意志」として、「人間」における「正しさ」であり、

iii) 〈偏奇〉への「意志」、すなわち、「第三の法」なる「命令」に〈したがわん〉とする「意志」の〈無〉が、「行動」において〈偏奇〉を〈生ぜしめる〉もの、すなわち、「人間」にあっての「不正」である。

e) ア) i) EoLは、「正しい」、「不正な」という「名辞」が「人間に当てられ」た場合に「表示する」ものとして挙げた・「人間」の「自然本性の傾き」、「心の情念」、等の規定が、

ii) 「第三の法」なる「命令」に、なんらの〈かかわりを有しない〉ものであったところから、

イ) i) 上述のように、〈偏奇〉の〈有・無〉を以って、「不正」と「正しさ」とを把握することが〈できず〉、

ii) したがって、〈偏奇〉を〈なからしめん〉とする「意志」、すなわち、「第三の法」という「命令」に〈ひたすらに、したがわん〉とする「意志」を「表示する」のが、「人間に当てられ」る場合の「正しさ」という「名辞」である、とする根拠を〈もち得なかった〉のであって、

ウ) それゆえ、かかる「意志」を核心とする「心の在り方」なる概念に、〈場所を譲らざるをえなかった〉のである。

13) a) 「心の在り方」という概念は、本稿・前出・11), e), f) に記した理由で、《きわめて重要》であるとはいえ、

b) しかし、11) の冒頭に掲げた・EoL の叙述の後半が、《矛盾》を犯しているものであること、および、この叙述と同論旨の・先行する (本稿・前出・6), c)) 論述が、《無意味》であることは、指摘しておかなくてはならない。

a) まず、犯している《矛盾》とは、以下のものである。

ア) 想起すれば、EoL は、前掲の叙述の前半にあって、「…、当の人間を、正しい、ないしは、不正である、と認めることはできる…」、としたのにつづき、

後半において、「…できるけれども、だがしかし、その人間の行動の・すべてを、正しい、ないしは、不正である、と認めることはできないのである」、と語っていた。

イ) この論述は、もとより、既に (本稿・前出・6), c)) 見たとおり、「正しい」「人間」であるにせよ、「不正な行為を犯してしまった、ということは、ありうる」し、また、「不正な」「人間」が、「自分の行動の…数多くを、正しく行ってしまった、ということは、ありうる」、という立論に呼応するものである。

b) しかしながら、「心の在り方」とは、

ア) i) 一面では、「自然が定めている・第三の法」という「命令」に〈ひ

たすら、したがわん」とする「意志」であり、プラトーンおよびキケエロオについて見たとおり、「魂（心）」・「精神」が、しかるべき〈経過〉を経て到達した・〈確定〉した〈性格〉である以上、

ii) それは、当該の「心の在り方」を惑わさんとする「情念」をも圧倒するほどに〈強靱〉なるものであるはずである。

iii) それゆえ、時々の「情念」によって、〈攪乱〉され、「第三の法」なる「命令」に〈したがう〉ことを止め、すなわち、それに〈そむく〉に至る「心」が、その「命令」に〈ひたすらに、したがわん〉とする「意志」という・「正しい」「在り方」の「心」であることは、《矛盾》以外のなにものでもない。

イ) 同じようにして、「心の在り方」とは、

i) 他面では、「第三の法」という「命令」に〈したがわん〉とする「意志」の〈無〉なのであるから、

ii) α) その・「意志」の〈無〉は、〈国家法〉による「刑罰」にたいする「恐怖」という「情念」（「罪ヲ犯スコトニタイスル嫌悪」なる「情念」）によってすら、「意志」の〈有〉に転ずることの〈ありえない〉ものであり、すなわち、上記の「情念」に駆られて「契約の遵奉」に進むことの〈ありえない〉ものであるはずである。

β) このことは、「静止」すなわち「怠惰」ゆえに「無知」という「在り方」に陥った「魂（心）」にとっては、「無知」にたいする「嫌悪」なる「情念」が、もはや、なんの力ももちえないのと、ひとしい。

iii) それゆえ、EoLの立論は、「第三の法」なる「命令」に〈したがわん〉とする「意志」の〈無〉が、その「意志」の〈有〉を生ぜしめる、とする《矛盾》をも、犯しているのである。

c) さらに。ア) 言うまでもなく、i) 「正しい」「人間」が「不正な行為を犯す」こと〈頻々〉であれば、

ii) いかにして、その「人間」の「心の在り方」を、〈正しい〉ものである、と判断しうるであろうか。

イ) また、 i) 「不正な」「心の在り方」の「人間」であれ、「不正な行動」にたいする「刑罰」への「恐怖」の「情念」に駆られて、「数多く」の「正しい」「行動」をとる場合について言えば、

ii) 「恐怖」の「情念」とは、決して、「不正な」「情念」ではなく、

ウ) i) したがって、「不正な」「心の在り方」の「人間」がとる・「数多く」の「正しい」「行動」は、「不正」〈ならざる〉「情念」を〈原動力〉とするものであることになり、

ii) とりもなおさず、かかる「行動」は、「不正」〈ならざる〉「心の在り方」を、表明するものとなる。

iii) それゆえ、この「人間」の「心の在り方」は、「不正な」ものであり、しかし、同時に、「不正」〈ならざる〉ものである、という《矛盾》に、EoLの所論は陥らざるをえないのである。

d) このようにして、EoLが、

ア) 一方では、「正しい人間」と「不正である人間」という「名辞」は、二つの(〈相反する〉)「心の在り方」を「表示する」、としながら、

イ) 他方で、 i) 「正しい」「人間」であるにせよ、「不正な行動」をとることが「ありうる」し、

ii) 「不正な」「人間」ではあれ、「正しい」「行動」に出ることが「ありうる」、と立論することは、

ウ) さまざまの《矛盾》を語る以外のなにものでもないのである。

b) つぎに、《無意味》な論述とは、以下を言うものである。

ア) 本稿・前出・6)、c)、ウ) に見たように、

EoLは、「不正な人間」ではあれ、「政治制度」(〈国家法〉)に基づく「刑罰」にたいする「恐怖」という「情念」を〈原動力〉として、「侵害を加えることを差し控える」という「行動」をとり、したがって、「自分の行動の…数多くを、正しく行ってしまった、ということは、ありうるのである」、とするのであるが、

イ) しかし、つづいて、かかる「人間」も、所詮は、「不正な人間」なのであって、その「人間」の「行動」の「正義」といえども、ただに、上記の「刑罰」の源である「政治制度」ゆえのものであるにすぎないと、以下のように、立論するのである。

ウ) すなわち、上記のように、「刑罰にたいする恐怖 [という情念] から、侵害を加えることを差し控える・不正な人間」の・その「差し控える」という「行動」が、「明々白々に表明している事柄」は、

i) まず、「自分の行動が正義であることは、そこから刑罰が発する政治制度に負うものである」、ということであり、

ii) それゆえ、「もし、政治制度のもとではなく (otherwise)、自然の状態においてならば (in the estate of nature)、自分の行動は、その行動が発する源泉 [「不正な」「心の在り方」] に応じて、不正な行動であったであろう (would ... be unjust)³⁴⁾、ということである、—— とするのである。

エ) i) EoL の・この立論は、自らの〈前提〉として、

α) 「自然の状態」にも、「不正な人間」と「不正な行動」とが、存在するのであって、

β) そうした「人間」と「行動」とが、その〈原動力〉たる・「不正な」「心の在り方」とを携えて、

γ) 「政治制度」を有する「国家」の内部に、〈移行〉するのである、—— ということをおき、

ii) α) しかし、「政治制度」による「刑罰」にたいする「恐怖」という「情念」が、その・「国家」内に〈移行〉した・「不正な」「心の在り方」を〈抑制〉して、

β) 「不正な人間」にも「不正な行動」をとることを、「差し控え」させる〈原動力〉となるのである、—— という論法に立っているのである。

34) EoL, p. 83

オ) けれども、 i) 「自然の状態」とは、「行動」に「正」・「不正」が〈存在しない〉「状態」である。

α) なぜなら。この「状態」にあつては、まず、「各人は、万事 [あらゆる「行動」] にたいする権利を有している」からである。

β) その理由は、以下のところにある。

まず、「万事にたいする権利を有している」ところに、「正」・「不正」が〈存在〉することは、〈ありえない〉のは、明らかであるからである。

γ) また、「各人は、万事にたいする権利を有している」とは、とりもなおさず、その「権利」の・〈第三者〉にたいする「委譲」の「契約」にかかわる「自然が定めている・第三の法」なる「命令」にたいし、〈ひたすら、したがわん〉とする「意志」も、その「意志」の〈無〉も、未だ、〈存在してはいない〉ことであるからである。

ii) α) こうして、「自然の状態」には、「正しい人間」も「不正な人間」も、〈存在しない〉のであり、

β) また、上記の「意志」、ないし、「意志」の〈無〉から発する・「正しい行動」も「不正な行動」も、〈存在しない〉のである。

iii) したがって、「自然の状態」とは、「不正な人間」も、「不正な行動」も、〈存在していない〉「状態」なのである。

カ) したがって、EoLが、——「政治制度」の圧力ゆえにようやく「不正な行動」を「差し控え」ている「不正な人間」は、「自然の状態においてならば」、「政治制度」の拘束を受けず、したがって、「不正な行動」をとったであろう——と論述するのは、全くの《無意味》である。

14) さて、EoLにつづく DC・Lの論述は、つぎのとおりである。（「第三章」・「第五節」）。

a) 「正シイ (*Iūstum* [ユウ・オ・ストゥム])」と「不正ナ (*Inīūstum* [インユウ・ウ・ストゥム])」という「名辞」は、「正義」 (*Iūstītia* [ユウ・ス・ティ・ツィア])」と「不正義」 (*Injūstītia* [インユウ・ス・ティ・ツィア])」という「名

辞」と同よう、「両様の語意を有する (æquiuoca [アエクウイウォカ])」³⁵⁾。

ア) すなわち、「行動 (āctiōnēs [アークツィオーネース])」に「当てられる (tribuuntur [トリィブウントウル])」場合には、「正シイ」なる「名辞」は、

「正当に (iūre [ユウーウレ]) 行われた」「行動」を「表示し」、「不正ナ」という「名辞」は、「侵害として (Iujūriā [インユウーリィアー]) 行われた」「行動」を「表示する」³⁶⁾。——

イ) i) 先行する EoL にあっては、——「無侵害」という「行動」が、「正しい」「行動」であり、「侵害」という「行動」が、「不正な」「行動」である、——とされていたのにたいし、

ii) DC・L では、——「正当に行われた」「行動」が、「正しい」「行動」であり、「侵害として行われた」「行動」が、「不正な」「行動」である、——と規定されて、

iii) 「無侵害」という表現が、「正当に」という表現に〈変えられている〉。

ウ) この〈変更〉は、本稿・後出・c), ウ) のように、

i) 「正当に行われた」「行動」を生む・〈内部〉の〈原動力〉が、—— EoL が犯した欠落を脱して、——「自然が定めている・第三の法」なる「命令」に、〈ひたすらに、したがわん〉とする「意志」である、とされていることに、対応するものである。

ii) なぜなら、かかる「意志」を〈原動力〉とする「行動」、すなわち、「第三の法」なる「命令」に〈したがう〉「行動」としての「契約の遵奉」・「契約内容の履行」は、「無侵害」を、——単なる「無侵害」にとどまらしめず、——相手方契約当事者が〈正当に受領すべき〉「権利」にたいする「無侵害」とし

35) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

36) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

て、「正当」な「行動」に、高めるからである。

b) さて、つぎに、こう規定される。

上記の「名辞」が「人 (*persōna* [ペェルソオー・オナァ]) に当てられる場合」には、「なにらかの・正シイ行動をとった人は、であるからといって、正シイ人とは呼ばれずに、無罪ナ (*Īnsōns* [イー・ンソォーン・ス]) 人と呼ばれ、「なにらかの・不正ナ行動をとった人を、私たちは、であるからといって、不正ナ人とは呼ばずに、有罪ナ (*sōns* [ソォーン・ス]) 人と呼ぶ」³⁷⁾。——

ア) ——「人」に「当てられる」場合には、「正シイ」・「不正ナ」という「名辞」が、ではなくて、「無罪ナ」・「有罪ナ」という「名辞」が〈用いられるべき〉である、——とする規定は、EoLのそれと、〈変らない〉。

イ) だがしかし、DC・Lにあっても、EoLにおけるとひとしく、上記・ア)の規定は、「正シイ」・「不正ナ」という「名辞」が、「人」については〈用いられない〉、ということ、意味しない。

ウ) i) EoLは、「人間に当てられる」場合に、これらの「名辞」が「表示する」のは、「人間」の「心の在り方」の〈内容〉を、なんら示さなかったのにたいし、

iii) DC・Lは、これらの「名辞」が、「人について用いられる (*ūsūrpantur* [ウースウール・パントウル]) 場合に」「表示する」ものとして、——「心の在り方」なる語はとらないにせよ、——「心の在り方」の〈内容〉に該当するものを、挙示するのである。

c) すなわち、「人について用いられる場合には」、*「正シイ人間デアルコト (*esse iūstum* [エッセエ・ユウウストウム])* とは、正しい行いをするに (*iūstè faciendō* [ユウステェー・ファキイエンドォー]) 心の満足を覚えること (*dēlectārī* [デェーレクタァーリィー]), 正義 (*iūstītia* [ユウステイツィア]) を追求すること (*studēre* [ストウデェーエレエ]), ないしは、

37) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

あらゆる情況にあつて、正しい事柄を行わんとする (*fācere* [ファケエレエ]) 努力を傾けること (*cōnārī* [ユォーナァーリィー]) を、表示するのである³⁸⁾。

ア) i) DC・L は、本稿・次・d), ア), イ) によって知られるとおり、——「正義」・「正しい」とは、「自然が定めている・第三の法」なる「命令」にくしたがること〉にはほかならない、——と〈自覚〉しているのであるから、

ii) 上掲・c) の規定における・「人」・「人間」が「正シイ」ことは、

α) 「第三の法」という「命令」にくしたがる〉「行い」・「行動」をとることの中に「心の満足」を見出すことであり、

β) とりもなおさず、そこに「心の満足」を見出さんがために、「正義を追求する」こと、すなわち、「第三の法」という「命令」にくしたがる〉と「意志する」ことであり、

γ) 〈いかなる〉「情況」にあらうとも、「正しい事柄を行わんとする努力を傾ける」、——「情況」のいかんを問わず、「第三の法」なる「命令」にくしたがる〉「行動」を〈とらん〉がために「努力を傾け」んと「意志する」ことである、——とするのである。

イ) i) 再言すれば、「正義」・「正しさ」の概念内容にあつては、EoL とともに DC・L もまた、プラァトォーンと全く異なるにせよ、

ii) EoL が「心の在り方」なる語によって言わんとしたものが、プラァトォーンにおける・「正しい人間」の規定と、《まさに同義》であることを、DC・L の・上掲の規定が、〈確言〉しているのである。

d) ところで、ア) DC・L が、「正義」を、「第三の法」という「命令」にくしたがること〉としており、

イ) これに基づいて、「不正ナ人間デアアルコト」、すなわち、「人」・「人間」における「不正義」を規定していることは、下記に明らかである。

「人間が不正ナ人間デアアルコト (*esse Iniūstum* [エッセエ・インユウーウ

38) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

ストウム])とは、正義を無視すること (negligere [ネエグリイゲエレエ]) であり、すなわち、正義というものは、自分が交した契約 (pactum suum [パクトウム・スウウム]) を基準に、測られるべきものではなく、己れの・目前の³⁹⁾利益 (praesens commodum [プラエセエーン・ス・コムモドウム]) を基準に、測られるべきものである、と考えること (existimare [エクスイステイマァーアレエ]), である⁴⁰⁾。

ウ) すなわち、DC・Lは、「人」・「人間」が「不正デアルコト」を、こう規定するのである。それは、—— i) α) 当の「人間」が、「第三の法」なる「命令」にくしたがる」と「意志する」ことの〈無〉であり、

β) すなわち、この「命令」にくしたがること、——「自分が交した契約」を「遵奉」し、その「契約内容」を「履行」すること、——としての「正義」を、「無視すること」である。

γ) 「正義というものは、自分が交した契約を基準に、測られるべきものではない、と「考える」、という文言の意味は、これである。

ii) そして、α) 上記の・「意志する」ことの〈無〉、「正義」の「無視」とは、

β) 「己れの・目前の利益」にくしたがること、換言すれば、この「利益」にたいする「欲求」という「情念」にくしたがることを、「正義」と見做すのにほかならない。——

e) 上述のように、「人」・「人間」における「正義」と「不正義」とを、「第三の法」なる「命令」にくしたがる」とする「意志」という「心の在り方」としてとらえる DC・Lは、

39) DC・Lが、ここで、「目前の」(praesens) と限定したのは、下記の理由による。

単に「己れの利益」とすれば、それは、「見返りの利益」をも含むものとなり、〈己れの・見返りの利益〉を「基準」とすれば、「自分が交した契約」を〈遵奉〉せざるをえなくなり、その〈遵奉〉を、「正義」と「考える」ことになるからである。

40) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

ア) 「人」・「人間」にあっての「正義」・「不正義」の規定から、再び、論を、「行動」(「作為」と「不作為」との「正義」と「不正義」とに戻すさいにも、

イ) 「正義」・「不正義」の各々は、「魂」(ánimus [アニムゥス]), 「意図」(institutum [イーンステイトゥーウトゥム]), 「人柄」(hómo [ホオモオ]) の「在り方」によって〈決定される〉、と見るのである。すなわち、

「こうして、魂の資質、意図の性質、人柄が相異なることによって、一つの行動の、ないしは、一つの不作為の、正義ト不正義との相違が生ずるのである」⁴¹⁾。

ウ) i) ここで、「魂の資質」、「意図の性質」、「人柄」の「相異」から、「正義」と「不正義」との「相違」が、生ずる、とされていることの意味は、

ii) 「正義」と「不正義」とは、「第三の法」なる「命令」にくひたすらに、したがわん〉とする「意志」と、かかる「意志」の〈無〉とが「作為」と「不作為」とに現われたものである、というところに、ある。

エ) そして、上記の事柄は、DC・Lが、

i) 「作為」・「不作為」——一言にして、「行動」——における「正義」・「不正義」は、「人間」における「正義」・「不正義」の《結果》であり、

ii) すなわち、例えば、「魂の資質」によって「正義」である「人間」の「行動」は、その「人間」と等しく、「正義」である、——としていることを、示しているものである。

15) しかるに、それにも拘らず、DC・Lは、

a) ア) i) EoLと異なって、「刑罰」にたいする「恐怖」の「情念」という・「行動」の〈原動力〉すらも挙げずに、

ii) しかも、EoLと同ように、つぎのように言うのである。

「しかしながら、正シイ人間の・無数の行動が、不正ナモノであり、逆に、

41) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

不正な人間の・無数の行動が、正シイモノであることが、ありうるのである」⁴²⁾。

ウ) i) この立論は、EoLのそれと同じく、明らかに、《矛盾》を犯しているものである。

ii) なぜなら。DC・Lは、ここで、

α) しかりであるならば、「魂の資質」に基づいて、「無数の行動が、不正なモノ」でありながら、なお、「正しい人間」であるのは、〈いかなる〉「魂の資質」を有する「人間」であるというのか、——

β) また、「魂の資質」により「無数の行動が、正シイモノ」であるにも拘らず、「不正な人間」であるのは、〈いかなる〉「魂の資質」の「人間」であるというのか、——なる・〈答えられえぬ〉問いに、〈答えなくてはならない〉からである。

b) ところが、DC・Lは、自らの立論の・その〈難点〉を自覚することなく、当の立論の〈根拠〉として、以下を挙げるのである。

「しかし、正シイ人間と呼ばれるべきは、法なる命令(*præceptum lēgis* [プレケエプトウム・レーエギス])のゆえに(*própter* [プロオプテール]), 正しい事柄を行い (*iūsta fácit* [ユウウスタァ・ファキイト]), 魂の脆弱 (*infirmitās* [インフィールミィタァース])によるのでなければ、不正な事柄を行わない者のことであり、不正な人間と呼ばれるべきは、法に付随する償い (*pœna lēgī adiūncta* [ポエナ・レーギィー・アドユウーンクタァ])のゆえに、正しい事柄を行い、魂の不当 (*inīquitās* [インイクウイタァース])によって、不正な事柄を行う者のことである」⁴³⁾。

ア) DC・Lの・この〈根拠〉を分析すれば。

まず、前半の規定について。

42) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

43) DC・LW, p. 110 ; DC・LO, p. 184

i) 「法なる命令のゆえに、正しい事柄を行う」(iūsta facit propter præceptum lēgis), という表現は、〈同義反覆〉であり、正しくは、〈法なる命令にしたがって、行動する〉(facit secundum præceptum lēgis) であるべきである。(なぜなら、〈法なる命令にしたがって、行動する〉ことが、「正しい事柄を行う」ことであるからである)。

ii) だが、〈法なる命令にしたがって、行動する〉、とされる場合の「法」とは、いったい、〈いかなる〉「法」であるのか。

α) 考えられる一つは、——後半の規定に見られる——「法に付随する償いのゆえに、…」の文言に照らして、「国家法」である。

β) しかしながら、「国家法」は、既に「設立」された「国家」を〈前提〉としているものであり、すなわち、「国家」の「市民」〈相互間〉の・なにかの〈取引〉に必要な「契約」の〈不履行〉に関して、発動するものである。

iii) α) とすれば、「国家」の「設立」に〈先行〉して、この「設立」それ自体に〈不可欠〉な「契約」を「各人」に「履行」せしめずにはおかない「法」が、存在していなくてはならない。

β) そして、その「法」は、言うまでもなく、「自然が定めている・第三の法」である。

iv) こうして、上に言われている「法」は、この「第三の法」でなくてはならない。

i) ところで、「自然のままの身の上」にある「人間」が、「第三の法」なる「命令」に〈したがって〉「行動」する、とは、「死」にたいする「恐怖」という「情念」(〈内部〉に働く〈原動力〉)を《契機》に、「正しい理性」の「命令」に〈したがって〉「行動」することである。

u) だが、DC・Lの・上掲の論述の・前半の部分に、「魂の脆弱によるのでなければ、不正な事柄を行わない者」、——すなわち、「魂の脆弱」ゆえにのみ、「法なる命令」に〈したがわぬ〉「行動」に出る者、——と言われている。

エ) とすれば、「法なる命令」に〈したがって〉、「行動」する者とは、

i) α) 「魂」の「脆弱」(プラトーン用語にしたがう *τὸ ἀθυμον*) ([トオ・アチューモオン]) に対置される・「魂」の《強靱》(プラトーンが上の語の対語として用いているのに倣えば *τὸ θυμοειδές*) ([トオ・トヒューモエイデェス]) —— この「心の在り方」・「魂の資質」のゆえに、

β) 「法」なる「命令」に〈したがって〉「行動」する者のことであり、

ii) そして、その・「法なる命令」とは、さきに挙げたとおり、「正しい理性」の「命令」、すなわち、「第三の法」という「命令」である。

オ) してみると、DC・Lは、「正シイ人間」の規定を、——「第三の法」なる「命令」に、〈ひたすらに、したがわん〉とする・《強靱》な「意志」をそなえている「人間」、かかる「心の在り方」・「魂の資質」の「人間」、—— というところに、おいていることになる。

カ) だがしかし、i) こうした・《強靱》な「意志」(「心の在り方」・「魂の資質」)をそなえている「人間」・「正シイ人間」が、「不正ナ」「無数の行動」をとることは、

ii) 本稿・先行・14)の末尾(e), (ウ), (i), (ii))に見た・DC・L自身の所論——「行動」における「正義」・「不正義」は、「人間」における「正義」・「不正義」の《結果》である——からしても、〈ありえない〉事柄であり、

iii) それゆえ、DC・Lの立論は、まず、この点にあって、《矛盾》を犯しているものである。

ク) さらにまた、ア) 前掲のとおり、DC・Lは、「正シイ人間と呼ばれるべきは、…魂の脆弱によるのでなければ、不正な事柄を行わない者のことであり」、と規定していた。

イ) この規定の意味は、ある者が、「不正な事柄を行う」にしても、それが、ひとり、「魂の脆弱」を〈原因〉とするのみであるならば、その者も、「正シイ人間と呼ばれる」者の中に、〈加えられるべき〉である、というところにある。

ウ) しかし, i) 「魂」の「脆弱」*infirmitas*/(*τὸ ἀθύμων*) とは, 「魂」が, なにらかの「情念」に打ち負かされて, 当の人間を, 「第三の法」なる「命令」に〈そむかしめる〉ことを, 言うものであり,

ii) それゆえにこそ, 「魂の脆弱」は, 「不正な事柄を行う」ことの〈原因〉となるのである。

エ) とすれば, i) このように, 「魂の資質」の上でも, 「正シイ人間」とは〈正反対〉な者であり,

ii) また, 「行動」においても, 「正しい事柄」とは〈正反対〉である「不正な事柄」を「行う」者を,

iii) いかにして, 「正シイ人間と呼ばれるべき」ものの中に, 〈加える〉ことができるであろうか。

iv) それゆえ, かかる者をも「正シイ人間」の中に〈加えている〉・DC・Lの所論は, ここでもまた, 《矛盾》を犯しているのである。

d) このようにして, DC・Lによる・「正シイ人間と呼ばれるべき」ものについての規定は, すべて, 《矛盾》の中にあり, 《成立しえない》ものである。

e) つぎに, 前掲の論述の後半について言えば。

DC・Lは, 「不正な人間と呼ばれるべきは, …「魂の不当によって, 不正な事柄を行う者のことである」, としていた。(この表現も, 〈同義反覆〉であって, 正しくは, 〈魂の不当によって, 行動する者のことである〉, とするのが, 当然である)。

ア) しかし, 「魂の脆弱」と「魂の不当」とが, 〈相異なる〉ものであろうか。

イ) いな, 「法なる命令」に〈したがう〉「行動」を, 「魂」が, 自らの「脆弱」により, 己れの・〈目前〉の「利益」にたいする「欲求」という「情念」に打ち負かされて, 〈とり得ない〉ことが, 「魂」の「不当」であるにほかならない。

ウ) それゆえ, 前掲の規定は, 「不正な人間と呼ばれるべきは, 〈「魂」の

「脆弱」によって>、「不正な事柄を行う者のことである」、であるべきである。

エ) i) しかるに、本稿・前出・c), ア) に再度掲げたとおり、「正シイ人間と呼ばれるべきは、…魂の脆弱によるのでなければ、不正な事柄を行わない者のことであり」、と規定されている。

ii) してみると、DC・Lは、「魂の脆弱」なる「人間」を、一方では、「不正な人間」とするのと同時に、他方では、「正シイ人間」とする、という《矛盾》をも、犯しているのである。

f) さらに。DC・Lは、ア) 「不正な人間と呼ばれるべきは、…」の規定の前半で、かく「呼ばれるべきは」、「法に付随する償いのゆえに、正しい事柄を行う者のことであり」、と語っていた。

イ) しかしながら、i) 「正シイ人間と呼ばれるべきは、…」の規定では、「法なる命令」に〈したがって〉「行動」する者を、かく「呼ばれるべき」と挙げている以上、

ii) 「不正な人間と呼ばれるべき」者とは、なによりもまず、「法なる命令」に〈そむいて〉「行動」する [fācit cōntrā préceptum lēgis [ファキイト・コォントラー・プレケプトウム・レーギス]] 者である、とされるのでなくてはならない。

iii) なぜなら。「法なる命令」に〈そむいて〉「行動」すればこそ、その「行動」にたいして、「償い」を支払わなければならない、という事態が生じ、

iv) そして、その「償い」にたいする「恐怖」という「情念」を〈内部〉の〈原動力〉として、「法なる命令」に〈したがって〉「行動」することが、起こるのであるからである。

ウ) それゆえ、i) 「法に付随する償いのゆえに、正しい事柄を行」うことには、

ii) 「法なる命令」に〈そむいて〉「行動」することが、〈前提〉としてあるのでなければならない。

エ) しかるに、DC・Lの・上掲の規定は、この〈前提〉を語らずに、〈前提〉

からの〈帰結〉のみを語っているにすぎない、のである。

オ) i) それゆえ、「不正ナ人間と呼ばれるべきは」の規定は、正しくは、「法なる命令」に〈そむいて〉「行動」する者のことである、とされるべきであったのであり、

ii) そして、その「法なる命令」とは、「第三の法」という「命令」であり、

iii) 「人間」を、この「法なる命令」に〈そむいて〉「行動」〈せしめる〉ものが、「魂の資質」・「心の在り方」の一つたる「魂の脆弱」である、と述べられるべきであった。

カ) 上記の理由によって、「正シイ人間」・「不正ナ人間」にかんする・DC・Lの規定は、〈欠陥多き〉もの、と言わざるをえない。

16) しかしながら、DC・Lが、a) このように、いくつかの論述において、〈失当〉であるにせよ、

b) ア) 「人間」の「正しさ」・「正義」ならびに「不正」・「不正義」の規定にあたり、EoLよりも〈はるかに明確に〉、「人間」の「心の在り方」・「魂の資質」を《中心》におき、

イ) かつ、「心の在り方」の〈内容〉として、プラトーンによる「正しい人間」の規定と《同義》のものを明示していること、

ウ) そして、それによって、十五にのぼる「自然が定めている法」が、「心の在り方」・「人間」の「生き方」の「命令」である、という意味で、‘moral’な性格のもの、「生き方にかかわる法」であることを、EoLに比し、さらに明確に示唆したことは、《すこぶる重要》である。

17) ところで、上記の・DC・Lの論旨を、〈さらに明白〉にしているのが、Lev・EとLev・Lとの論述である。(前者は、「第十五章」・「第十・第十一パラグラフ」。後者は、同章・「第九・第十パラグラフ」)。

a) すなわち、Lev・E、Lev・Lは、まず、

ア) 「正シイ」と「不正ナ」という「名辞」は、i) α) 「人間に当てられる場合」と、

- β) 「行動に当てられる場合」とでは、
- ii) 「相異なる事柄」を、「表示する」⁴⁴⁾、とした上で、
- イ) 「人間に当てられる場合に」、
- i) Lev・E これらの「名辞」のうち、
- α) 「正しい」という「名辞」は、「人間」の「生き方 (Manners/manner of life)」が、「理性 (Reason)」に「合致していること (Conformity)」を、「表示する」ものであり、
- β) 「不正な」という「名辞」が「表示する」のは、「人間」の「生き方」が、「理性」に「合致していないこと (Inconformity)」である⁴⁵⁾。——
- ii) Lev・L α) 上記の「語」は、
- β) 「人間」の「生き方 (mōs [モオース])」、あるいは、「在り方 (hábitus [ハアビイトゥス])」を、「表示する」⁴⁶⁾。——
- ウ) i) 上記の・Lev・E, Lev・Lの規定にあつて、まさに《中核》に位置するものは、「人間」の「生き方」・「在り方」であるが、
- ii) これは、EoLにおいて「心の在り方」に与えられていた重みが、DC・Lにあつて「魂の資質」に与えられた・それを経て、ここに立ち至ったものである。
- エ) ところで、 i) Lev・Eが、「理性」に「合致していること」、ないし、「合致していないこと」、と言う場合の「理性」とは、
- ii) 当然、「正しい理性」、いな、「正しい理性」の「命令」の意であり、
- iii) そして、キイケエロオが「命令すること…にかかわる・正しい理性が、法であり」⁴⁷⁾としているように、「自然が定めている・第三の法」という「命

44) Lev・E, p. 206 ; Lev・L, pp. 114–115

45) Lev・E, p. 206

46) Lev・L, p. 115

47) cf. 前出・脚注・25) を付した文章。

令」を、指すものである。

オ) それゆえ、 i) 「理性」に「合致している」「生き方」とは、「第三の法」なる「命令」にくしたがっている「生き方」のことであり、

ii) 「理性」に「合致していない」「在り方」とは、「第三の法」という「命令」にくしたがっていない「在り方」のことである。

b) ところで、さらに、この「生き方」ないし「生きる姿勢」・「在り方」は、——EoL, DC・L に比すれば、——明確に、それが、「行動」をく生み出したか、否かからく離されて、「第三の法」なる「命令」との「関係」においてのみ、「正しい」ないし「不正な」とく規定されているのである。

ア) この「規定」の仕方は、 i) まず第一に、Lev・E が、「第十二パラグラフ」で、「生き方の不正義」という表現を用いていること、かつ、それを、以下のように「規定」しているところから、知られる。すなわち、

「さらに言えば、生き方の不正義とは、侵害を加える気質 (disposition, ... to do Injurie) のことであり、ないしは、侵害を加える気性 (aptitude to do Injurie) のことである。それゆえ、不正義は、それが行動に進む以前に (before)、不正義であり、すなわち、侵害を蒙った個人を、なにと、想定してはいない (without supposing) ののである」⁴⁸⁾。

ii) α) 「侵害を加える気質」・「気性」とは、もとより、「侵害を加える」という「行動」を、常に生み出す「魂 (心)」の「在り方」のことであり、

β) いずれも、「第三の法」なる「命令」に、くひたすらに、したがわんとする「意志」に「対抗」する「気質」であり「気性」である。

iii) α) それゆえ、この「気質」なり「気性」は、「侵害を加える行動」に「無関係」ではくありえないけれども、しかし、その「行動」をく生み出したか、否かからく離されて、「第三の法」という「命令」との「関係」にお

48) Lev・E, p. 207

いて)「不正義」と〈規定されうる〉のであって、そのことが、「[生き方の]不正義は、それが行動に進む以前に、不正義であり」、と表現されているのであり、

β) そして、「それが行動に進む以前に」とは、相手方契約当事者たる「個人」が、実際に、「侵害を蒙った」か、否か、を〈問わずに〉、〈規定されうる〉、ということであるところから、「侵害を蒙った個人を、なにも、想定してはいないのである」、と言われるのである。

イ) ところで、Lev・Lは、Lev・Eが「生き方の不正義」という文言を用いているのにたいし、「人間の不正義」という表現をとるなど、文言の上では異なっているが、しかし、論旨にあっては Lev・E と等しい規定を、つぎのように、示している。(「第十パラグラフ」)。すなわち、

i) α) 「人間の不正義」とは、「他人に侵害を加えんとする・魂の在り方 (ánimī ad injūriam faciendam hábitus [アニイミイー・アド・インユウーリイアム・ファキイエングム・ハアビイトウス])」⁴⁹⁾であり、

β) かかる「魂の在り方」は、「侵害を加えんとする意志 (vóluntās [injūriam] faciendī [ウォルウンタース [・インユウーリイアム・] ファキイエンディー])」⁵⁰⁾にほかならない。

γ) それゆえ、このような「魂の在り方」は、「侵害が加えられる以前に既に (étiam ánte quam [エティアム・アンテェ・クウアム])」、「侵害を加えんとする意志ゆえに (própter vóluntâtem … [プロオプテェル・ウォルウンタァーアテェム…])」、「不正を行っている・魂の在り方」⁵¹⁾である。――

δ) 上掲・γ) の「侵害が加えられる以前に既に」、「侵害を加えんとする意志ゆえに」、ということの意味は、先行する「第九パラグラフ」に記されてい

49) Lev・L, p. 115

50) Lev・L, p. 115

51) Lev・L, p. 115

る・下記の・傍点を付された文言のそれと、〈同一〉である。

「…，不正な人間とは，正義を無視する者のことである。たとえ，その人間が，恐怖により，ないしは，その他の・正しからざる原因によって，なんびとにも，なんらの侵害をも，加えなかったにしても，である」⁵²⁾。(傍点は，引用者による)。

ウ) i) 「生き方の不正義」・「人間の不正義」が，上に見たところを意味するとするならば，

ii) α) 「生き方の正義」・「人間の正義」とは，—— Lev·E, Lev·L は，それを自ら示してはいないけれども，——「第三の法」なる「命令」にくしたがう「気質」・「気性」であり，同じことであるが，この「命令」にくしたがわんとする「魂の在り方」・「意志」それ自体であり，

β) すなわち，その「気質」・「気性」，「魂の在り方」・「意志」が，「行動」として〈現実化〉するか，否か，を問わずに，であることになる。

iii) とすれば，Lev·E, Lev·L にしたがえば，「生き方の正義」・「人間の正義」とは，プラトーンが，「正しい人間」を，「正しからんがために力をふりしぼらんと意志する人」と規定するさいの・その「意志」と《同質》である，と言いうる。

18) a) さて，Lev·E の「第十パラグラフ」に戻れば。「正しい」，「不正な」という「名辞」が，「行動に当てられる場合」について，

ア) i) 「正しい」という「名辞」は，——「人間」の「生き方」・「生きる姿勢」が，ではなく，——

「個別の行動 (particular Actions)」が，「理性」に「合致していること」を，「表示する」ものであり，

ii) 「不正な」という「名辞」は，「個別の行動」が，「理性」に「合致し

52) Lev·L, p. 115

ていないこと」を、「表示する」⁵³⁾ものである、と規定されている。

イ) この場合の・「理性」と、「理性」に「合致していること」、また、「合致していないこと」の意味が、前出・17), a), エ)に見たところと〈同一〉であることは、言うまでもない。

ウ) しかし、ここで〈重要な事柄〉は、i) 上記の・「行動」の「正しい」こと、「不正な」ことが、DC・Lについて見られたのと等しく、「人間」が「正しい」こと、「不正な」ことの《結果》であること、

ii) そして、そのことは、本稿・先行・17), b)に見た・「生き方」・「人間」の「正義」・「不正義」の〈規定〉と、〈表裏一体〉をなすものである、ということである。

なぜなら、Lev・Eは、こう言っているからである。

「それゆえ、正しい人間とは、自分のとる行動の・ことごとくが、正しいものとなるように、自分に能う限りの・あらゆる配慮を注ぐ人間 (he that taketh all the care he can) のことであり、そして、不正な人間とは、かかる配慮を無視する人間 (he that neglecteth it) のことである」⁵⁴⁾。

b) すなわち。ア) i) 本稿・先行・17), b)に見た〈規定〉にあっては、「人間」の「生き方」は、「個別の行動」と〈無関係〉では〈ありえない〉けれども、しかし、「個別の行動」を〈生み出したか、否か〉からは〈分離されて〉; 「正義」・「不正義」と〈規定〉されるものであった。

ii) しかしながら、〈規定〉の面にあって、ではなく、〈実際には〉、「生き方」の「正義」・「不正義」と、「個別の行動」とは、決して、〈無関係〉では〈ありえない〉のである。

iii) すると、ここに、——ならば、〈規定〉の上では「個別の行動」から〈分離され〉るものでありながら、〈実際には〉「個別の行動」に〈無関係たりえ

53) Lev・E, p. 206

54) Lev・E, p. 206

ない・「人間」の「正義」および「不正義」と、「個別の行動」との間を、いかなる〈もの〉と、〈思考〉すべきであろうか。——という〈問い〉が、生じないではない。

iv) 「人間」の「正義」とは、「生き方」にあって「正しい」「人間」のことにほかならず、「人間」の「不正義」とは、「生き方」において「不正な」「人間」を言うものである。

v) とすれば、α) 上記・iii) に〈問い〉の立てられている〈思考〉は、——「生き方」において「正しい」「人間」が、「正しい」「個別の行動」を生まんとする「努力」を傾け、「生き方」にあって「不正な」「人間」は、かかる「努力」を無視する、——という内容のものでなければならない。

vi) なぜなら。上記の「努力」のみが、

α) 〈規定〉の上では「個別の行動」から〈分離されている〉「正しい」「人間」と、(「正しい」)「個別の行動」とを、〈関係〉させるものであり、

β) 「不正な」「人間」と、(「不正な」)「個別の行動」とを、〈接合〉せしめるものであるからである。

イ) Lev・E の・前掲の叙述は、上記の〈思考〉を語っているものである。すなわち、

i) 「生き方」において「正しい」「人間」である、ということは、

α) 「自分のとる [個別の] 行動の・ことごとくが」, 「正しいものとなるように」, 換言すれば, 「理性」に「合致している」もの——「第三の法」なる「命令」に〈したがっている〉もの——となるように、

β) 「自分に能う限りの・あらゆる配慮を、注ぐ」こと、——〈あらゆる「努力」⁵⁵⁾を傾ける〉ことであり、——

γ) したがって、もとより、〈あらゆる「配慮」を注がん〉と「意志」し、

55) OED は、イギリス語・‘care’ の語意として、大別すれば、1) 「心痛」; 2) 「恐怖、疑念、等々から生ずる・心に負担のかかった状態」, 「懸念」; 3) 「真剣な・ない

〈あらゆる「努力」を傾けん〉と「意志する」ことである。

ウ) そして、i) この・「自分に能う限りの・あらゆる配慮」・〈あらゆる「努力」を傾ける〉ことから《結果》するものが、

ii) 「自分のとる [個別の] 行動の・ことごとく」の「正しさ」——再言すれば、「第三の法」なる「命令」に〈したがっている〉こと——以外に、ないのである。

エ) これにひきかえ、i) 「生き方」にあって「不正な」「人間」である、とは、

α) 「自分のとる行動の・ことごとくが」、*「正しいものとなるように」*、——「理性」に「合致している」ものとなり、すなわち、「第三の法」なる「命令」に〈したがっている〉ものとなるように、——

β) 「自分に能う限りの・あらゆる配慮を注ぐ」のを、

γ) 「無視する」こと、——〈なんらの「努力」も払わぬ〉こと、——である。

オ) そして、この・「努力」の「無視」から《結果》するのは、もはや、「自分のとる [個別の] 行動の・ことごとく」が「不正な」ものであること、——換言すれば、「第三の法」という「命令」に〈そむいている〉ものであること、——のみである。

し、重大な留意、「配慮」、「顧慮」、を挙げ、「ラテン語の *cura* には、なにか、関係を有しない」としている。(Vol. II. Oxford U-P. 1970. p. 115)

しかし、Buck は、「印欧語族」において、「care」に相当する諸語は、OED が言う・1), 2) よりは、むしろ、3) を、意味するにしても、1), 2) は、それらの諸語の「殆どに、共通」であり、「多くの場合、時間上より先行している」と注記して、「*cura*」に通ずるもの、としている。(op. cit. col. 1091)

とくに、注目すべきは、Buck が、「care」に相当する Skt. の(ローマ文字で表記すれば) '*yatna*' (語意は、「努力」; 「苦痛」) <'yat-'. 「~を求めて努力する」) について、この語が、「おそらく、care に当る・最適の語であろう」としていることである。(op. cit. col. 1093)

c) Lev・Lは、Lev・Eと同じ〈思考〉を、つぎのように表現する。(「第九パラグラフ」)。

「各人に、その当人の権利を賦与せんとする・ゆるぎない意志 (cōnstāns vóluntās [コォーンスタァーンズ・ウォルウンタァース]) をそなえている人間が、…正しい人間である」⁵⁶⁾。

ア) もとより、「意志」は、「行動」の〈原動力〉であり、

イ) そして、 i) α) 「各人」に「その当人の権利を賦与せんとする・ゆるぎない意志」を「そなえている」とは、

β) かかる「意志」を「そなえている」「人間」が、「第三の法」なる「命令」に〈ひたすらに、したがわん〉と「意志」していること以外のものではない。

ii) したがって、かく「意志」している「人間」が、「生き方」において「正しい人間」である。

iii) そして、この「意志」を〈原動力〉とする「人間」の「個別の行動」は、「ことごとく」が、——「第三の法」なる「命令」に〈したがっている〉という意味で、——「正しい」ものたらざるをえない。

iv) そのことは、「人間」を「正しい」「人間」たらしめる・上記の「意志」から《結果》するのが、「行動」の「正しさ」である、ということである。

d) このようにして、Lev・E, Lev・Lでは、

ア) 「生き方」と「個別の行動」との関係にかんする〈思考〉において、

ア) i) 「正しい」、ないしは、「不正な」という「名辞」の・「人間」について「表示する」ものが、《核心》に置かれ、

ii) そして、上記の「名辞」が「表示する」ものは、α) 一つには、「第三の法」なる「命令」に〈したがわう〉「行動」をとらんとして、「自分に能う

56) Lev・L, p. 115 この規定は、Lev・E, 「第三パラグラフ」に、「正義トハ、各人ニ、当人自身ノモノヲ賦与セントスル・ユルギナイ意志デアル」という・スクホォラ派の言として、現われていたものである。

限りの・あらゆる配慮を注ぐ」(〈あらゆる「努力」を傾ける〉), 上記の「ゆるぎない意志」を抱く, という・「人間」の「生き方」であって,

β) その「意志」は, 再び言えば, プラトーンにおける・「正しい人間」の規定における「意志」と《同質》のものであり,

ii) また, あの「名辞」が「表示する」ものは, 二つには, 上記の「生き方」に〈反する〉「生き方」であって,

イ) そして, 「個々の行動」の「正しさ」・「不正」は, 《核心》に置かれている・かかる・〈相反する〉・二つの「生き方」の《結果》とされているのである。

e) ところで, 前出・a) — c) とりわけ, 「個々の行動」の「正しさ」・「不正」は, 「生き方」の《結果》であることから, — Lev・E のみに記されているところであるが, — 以下が, 〈帰結〉する。

その〈帰結〉とは, — (Lev・E が, 「正しい (Just) 人間」は, イングランド語では, 「むしろ, 公正な (Righteous) 人間」と言われ, 「不正な (Unjust) 人間」は, 「むしろ, 不公正な (Unrighteous) 人間」と呼ばれるが, しかし, 両者は, 「同義」である, と述べた⁵⁷⁾ のちに, 記しているように),

ア) 前記の — 「自分のとる行動の・ことごとくが, 正しいものとなる」ように, 「あらゆる配慮を注ぐ」, (〈あらゆる「努力」を傾ける〉), 「各人に, … 当人の権利を賦与せんとする・ゆるぎない意志」なる — 「生き方」と, これに〈相反する〉「生き方」と以外の〈契機〉・〈事情〉・〈原動力〉に基づく「行動」によっては,

イ) 「正しい」・「公正な」; 「不正な」「不公正な」という・それぞれの「名辞」が「当てられる」・「人間」の・〈相反する〉各々の「生き方」は, 〈変更されない〉, — とするものである。すなわち, こう言われている。「第十パラグラフ」)。

57) Lev・E, p. 206

「それゆえ、公正な人間は、突然に発した情念から、ないしは、事柄や人物を取り違えるところから、発する・たった一つの、あるいは、数少い・不正な行動によっては、公正な人間なる資格 (that title) を、失うものではなく、また、不公正な人間も、恐怖ゆえに、自分が行動をとるから、といて、ないしは、自分が行動をとるのを抑制するから、といて、自らの・不公正な人間という刻印 (his character) を、失うものではない。なぜなら、この [不公正な] 人間の意志は、正義によって形づくられているのではなく、その人間が行おうとしている事柄が齎す・見せかけの利益によって形づくられているからである」⁵⁸⁾。

f) ア) 上掲の立論は、EoL, DC・L の所論 (「正しい人間」も、「不正な行動」をとることがありうるし、また、その逆もありうる) に似て、しかし、非なるものであって、なんら、《矛盾》では、くない。

イ) 《矛盾》ではくない ことの根拠は、 i) 「公正な人間」と「不正な行動」との間に、また、「不公正な人間」と「不公正な」「行動」との間に、

ii) 本稿・前出・d), ア) の〈帰結〉——再言すれば、 α) 〈相反する〉・いずれかの「生き方」以外の〈契機〉、〈動因〉、等による「行動」は、 β) 当該の「生き方」を、〈変更するものではない〉——が、介在しているところにある。

ウ) すなわち、繰り返せば。 i) 〈相反する〉・二つの「生き方」が、《中核》におかれ、そして、「個別の行動」は、この「生き方」の《結果》にほかならぬ、とされる以上、

ii) 「生き方」から発する以外の「行動」については、上述の〈帰結〉に基づく・前掲の立論が現われざるをえないのは、当然であるからである。

g) Lev・E における・前掲の立論にひきかえて、Lev・L では、以下のようになれる。(「第九パラグラフ」)。

58) Lev・E, pp. 206—207

ア) i) 「たとえ、その人間の行動が、時としては、不正なものであったにせよ、しかし、…であれば(módo [モ・ド・オ]), その人間自身は、正しい」⁵⁹⁾。

ii) 上掲の論述中に、「…であれば」として省略したのは、言うまでもなく、「その人間自身は、正しい」ことの《条件》である。

イ) ところで、その《条件》とは、Lev・Lにしたがえば、—— i) 「当の人間が、正義にたいし自らが義務を負っている、と感ずる (ámet [アメト])」こと、

ii) 「たとえ人目にはつかずとも、不正な行いをしたがゆえに、進んで自らを責める (ipse dānnet [イプセ・ダムネット])」こと、

iii) 「他人に損害 (dānnum [ダムヌム]) を加える行為を、意志しない (nōlit [ノーオリト])」こと、

iv) および、「もし損害を加えた場合には、能う限り賠償を行う (résarcit quántum pótest [レエサルキイト・クヴァントウム・ポオテエスト])」⁶⁰⁾ こと、—— これである。

ウ) しかし、これらの《条件》は、「正しい」「人間」の「生き方」とされていた・「各人に、その当人の権利を賦与せんとする・ゆるぎない意志」を「そなえている」ことに、包括されるもの、ないしは、その「ゆるぎない意志」の〈内容〉を語っているものにほかならない、と見るべきである。

エ) それゆえ、上掲の・Lev・Lの論述は、

i) 当該「人間」の「生き方」の「正しさ」が、「行動」の「不正」を、〈償う〉、という〈論理〉に立つものであり、

ii) α) この〈論理〉は、Lev・Eの・前記の〈帰結〉とは、〈異なる〉が、β) しかし、Lev・Lの論述を、EoL, DC・Lの所論が犯していた《矛盾》から、救っている点では、Lev・Eの場合と同一である。

59) Lev・L, p. 115

60) Lev・L, p. 115

19) a) ところで、ア) 既に見たとおり、「人間」の「生き方の正義」の《結果》が、「正しい」・「個別の行動」である、とされていた。

イ) i) ならば、「正義」(および、「不正義」)は、〈なに〉の《結果》であるのであるか。

ii) 換言すれば、「生き方の正義」が、「第三の法」という「命令」にくひたすらに、したがわん〉とする「意志」にあるとするならば、かかる「意志」は、さらに、〈いずこ〉から〈生じてくる〉のであるか。

ii) この問いは、プラトーンによる・「正しい人間」の規定の本質をなす「意志」の〈根源〉にかんする問いでも、ある。

b) 上の問いに、Lev・E, Lev・Lは、等しく、こう答えている。

Lev・E 「人間の行動に、正義という香味を添えるものは、気概(courage)が有する・ある高潔(Nobleness), ないしは、ある・雄々しさ(Gallantness)である。(これらのものは、稀にしか見られないが)、総じて人が、己れの生活の満足を目的に、詐欺、ないしは、約束違反を頼みとすることを、蔑視するのは、これによるのである」⁶¹⁾。

Lev・L 「真実の正義を、行うのを常とし、香ばしくするのを常とするものは、いかなる詐欺、背信の責をも帰せられることを斥ける魂の・真正なる高邁(ánimī generōsitās quædam [アニイミイー・ゲエネエロオースイターース・クウアエダム])である」⁶²⁾。

ア) i) プラトーンの『国政』においては常に、「国家」(「ポオリイス」)にあっても、「個人」にあっても、「徳」・「すぐれた力」とされるのは、「知」(σοφία [ソオブヒイアー])と、「気概」(ἀνδρεία [アンドレイイアー])と、「思慮」(φρόνησις [フフロオネエースイス])と、「欲望の適正」(σωφροσύνη [ソオーフフロオシュネエー])と、「正義」との・五つであるが、

61) Lev・E, p. 207

62) Lev・L, p. 115

ii) プラトーンは、『国政』・最終「第十編 (I)」の末尾で、ソークラテースに、この対話篇の結語を、グラウコーンに向かい、こう語りかけさせている。

——「なににもまして、心を注ぐべきは」、「私たちの・ひとりひとりが、どうすれば、」、他の学問は意に介せず、「もっぱら、どのような人間が、自らを、生き方 ($\beta\iota\omicron\varsigma$ [ビィオス]) の仕合せと惨めさとを識別する力量と認識能力とをそなえた者としてすることができる人間であるのか、能う限り、よりすぐれた生き方を、常に、必ず、選ぶ力量と認識能力とをそなえた者としてすることができる人間であるのか、このことを、学び、かつ、見出す学問の探究者でもあり学習者でもあることができるか、である」。

i) すなわち、それは、 \neg 「徳を目的とする・生き方は、いかなるものであるか」、を「省みること」であるが、

ii) それを「省みる」とは、 α) 「生き方の・美しさ」が、「貧困、ないしは、財宝によって、征服され尽くすのは、いかにしてであるのかを、知ること」であり、

β) 「総じて魂の・いかなる在り方に伴って、悪しき・生き方、ないしは、良き・生き方が、つくり上げられるのかを、知ること」であって、

iii) さらに、それを「知る」とは、すなわち、 α) 「魂の高邁 ($\epsilon\upsilon\gamma\acute{\epsilon}\nu\epsilon\iota\alpha\iota$ [エウゲエネエイアイ]) と下劣 ($\delta\upsilon\sigma\gamma\acute{\epsilon}\nu\epsilon\iota\alpha\iota$ [デュスゲエネエイアイ])、魂の・私事への閉塞と、公事への開帳、魂の強健と無力、学習における・魂の活発と遅鈍、および、おしなべて、自然本性上、魂の本質をなすものから発する・かかる類いの・魂の資質と、魂が獲得したものから生ずる・かかる類いの・魂の資質と」が、

β) 「どのようにして、互いに混合されつつ」、

γ) 「どのようにして、つくり上げられるのかを、知ること」である。

イ) そして、かかる事柄の・ことごとくを知った結果として、「私たちの・ひとりひとり」は、

i) 「魂の自然本性を凝視することにより」,
 ii) α) 「悪しき・生き方」, すなわち, 「魂を, より不正な魂ならしめる」
 「生き方」と,

β) 「善き・生き方」, 即, 「魂を, より正しき魂ならしめる」 「生き方」とを,

iii) 「選ぶことができるに至るのである ——」⁶³⁾

ウ) i) 上掲で「魂の高邁」を表わす語・‘εὐγένεια’ (pl.; sg. ‘εὐγένεια’ ([エウゲエネエイア])) は, ‘γενναϊότης’ ([ゲンナアイオテエース]) なる語と《同義》であり, 「原意」は, いずれも, 「生まれの高さ・好き」・「高貴」であって, これが, 古典ラテン語の ‘generōsitās’ の源となるのであるが,

ii) 注目すべきは, α) 「魂の高邁」が, 「良き」(「善き」) 「生き方」を形づくり, ひいては, 「徳を目的とする・生き方」に導き, さらに, 「魂(心)」を「より正しき魂ならしめる」要因の〈第一〉に挙げられている点において,

β) Lev・E, Lev・L の想念が, プラトーンのそれと, 《同一》である, という点である。

20) a) ア) ところで, Lev・E, Lev・L について言えば, 「魂の高邁」が生む「生き方の正義」ないし「正しい生き方」とは,

i) 「自然が定めている・第三の法」なる「命令」, すなわち, 「契約の遵奉」・「契約内容の履行」の「命令」に, 〈ひたすらに, したがわん〉とする「意志」であり,

ii) この・「生き方の正義」・「正しい生き方」の《結果》, すなわち, 上記の「意志」を〈原動力〉とする「行動」が, 「契約の遵奉」であり「契約内容の履行」である。

イ) それゆえ, 「生き方の正義」・「正しい生き方」は,

i) α) 「各人」を, 「自然のままの・身の上」たる「各人が各人に敵対する戦争」の状態から脱出せしめる・「国家」の「設立」を, 〈可能〉にする「契

63) Plátōn : R, Stallbaum II, 618 · b ; Burnet, 618 · b, 7-618 · e, 2

約」と、

β) 「設立」された「国家」の内部における諸〈取引〉を〈可能〉ならしめる「契約」とを、

ii) 契約当事者に、「遵奉」させ、「契約内容」を「履行」させるものであるがゆえに、

iii) 「契約」を交す「各人」にとり、上記・i), α), β) 双方の意味での「平和」を〈創出〉し〈維持〉する「すぐれた力」であり、「役に立つもの」・「よいもの」であって、一言を以ってすれば、「徳」である。

b) ア) 逆に、「生き方の不正義」・「不正な」「生き方」とは、

i) 「第三の法」なる「命令」に〈あくまで、したがわん〉とする「意志」の〈無〉であり、

ii) この「生き方の不正義」・「不正な」「生き方」の《結果》たる「行動」が、もとより、「契約違反」であり「契約内容の不履行」である。

イ) したがって、「生き方の不正義」・「不正な」「生き方」は、

i) α) 「国家」の「設立」を〈可能〉ならしめる「契約」と、

β) 「設立」された「国家」内部での諸〈取引〉を〈可能〉にする「契約」とを、

ii) 「遵奉」〈せしめず〉、「履行」〈せしめない〉ものであり、

iii) したがって、上記・i), α), β) の「契約」により「平和」を〈創出〉し〈維持〉するほかに「生命の保存」の「道」のない「各人」にとっては、「平和」の〈獲得〉に「害を齎すもの」・「わるいもの」、つまり、「悪」である。

c) それゆえに、こう言われるのである。

Lev・E 「上記の・生き方の正義とは、正義 (Justice) が徳 (Vertue) と呼ばれるさいに意味されるもののことであり、不正義 (Injustice) とは、総じて悪 (Vice) のことである」⁶⁴⁾。

64) Lev・E, p. 207

Lev・L 「正しい, 不正な, という名辞は, …人間に当てられた場合には, 徳ないしは悪としての・生き方, あるいは, 在り方を, 表示する」⁶⁵⁾。

d) ア) 古典ラテン語にあっての・「徳」を意味する 'virtus' ([ウィルトゥス]) なる語は, 'vir' ([ウィル]. 「成人男子」, 「夫」, 「兵士」, 等) なる「語幹」に, 「であること」を示す「後綴」・'-tus' ([-トゥス]) が付せられて合成されたものであり, 転じて, 「成人男子がそなえている・逞しい力」を原意とし, 「すぐれた力」を表すに至った。

イ) 古典ギリシャ語の・「徳」を表示する 'ἀρετή' という語は, 'virtus' と〈全く同じ原意〉であるとされているが, おそらく, 「雄の」・「男性の」を意味する「形容詞」(イオーニア大地域語, 叙事詩, 悲劇詩では, 'ἀρσην' ([アルセーン].) アッティカ地域語では, 'άρρην' ([アッルレエーン]. ὁ ἀρσην/άρρην; τὸ ἀρσεν/άρρεν は, 「名詞」(「雄」, 「男性」)) に由来したものと考えられ, やはり, 「すぐれた力」, を意味するのである。

ウ) また, 古典ラテン語で「悪」を表わす 'vitium' ([ウィツイウム]) は, 「動詞」・'vitiāre' ([ウィツィアアーアレエ], 「害を加える」, 「損ずる」, 等) に源をもち,

エ) これは, 古典ギリシャ語にあって, 「動詞」・'κακοῦν' ([カアクウーン]. 「危害を加える」, 等) から, 「形容詞」・'κακός' ([カアオオス]. [m.]; 'κακή.' [f.]; 'κοκόν.' [n.]) を経て, 「悪」を意味する「名詞」・'κακία' ([カアキィアー]) が生まれたのと, 経緯を等しくする。

それゆえ, ラテン語・ギリシャ語にあっては, 「悪」とは, 「害を齎すもの」の意である。

21) a) さて, これまでに知った事柄の要点を想起するならば, ア) 「自然が定めている・第三の法」は, 「正しい理性」の「命令」であり,

イ) それゆえ, 「第三の法」という「命令」と言われてきた。

65) Lev・L, p. 115

b) ア) そして、この「第三の法」なる「命令」にくひたすらに、したがわんとする「意志」が、「人間」の「生き方の正義」・「正しい」・「生き方」・「在り方」であり、

イ) この「生き方の正義」・「正しい」・「生き方」が、「すぐれた力」すなわち「徳」であるのであった。

c) してみれば、「第三の法」とは、「人間」の「生き方の正義」・「正しい」・「生き方」・「在り方」、換言して、「徳」を、「人間」に「命令」している「法」である。

d) ところで、ア) 上記・c) が、「第三の法」について言われうるとすれば、

イ) 同じ事柄は、「第三の法」を含むあらゆる「自然が定めている法」について、言われうることになる。

ウ) なぜなら、「自然が定めている法」とは、いずれも、キケエロオから知ったとおり、「共通の」「理性」が下す「命令」であるからである。

e) そして、であればこそ、Lev・E, Lev・Lは、ともに、十五の「自然が定めている法」を挙示した「第十五章」の終りに近いパラグラフで、つぎのように総括しているのである。

Lev・E (「第三十九パラグラフ」) 「…私人の欲求が、よいものと、わるいものとの規準である間は、総じて人は、ひたすらな自然の身の上(それは、戦争の身の上である)にある。その帰結として、万人は、下記の事柄にあって、意見を同じくすることになる。すなわち、それは、平和は、よいもの(Good. 「役に立つもの」)であり、それゆえ、また、平和への道(the way), ないし、平和のための手段(the means), すなわち、(上に示されたとおり)、正義、…および、残余の・自然が定めている諸法もまた、よいもの(good. 「役に立つもの」)であり、換言すれば、生き方トシテノ徳[生き方トシテノ・スグレタ力](*Morall Vertues*)なのであり、そして、それらの諸法にそむく生き方が、悪(*Vices*)であり、害を齎すもの(*Evill*)なのである、ということであ

る」⁶⁶⁾。

Lev・L (「第三十六パラグラフ」) 「…私人が、よいものと、わるいものとの規準を立てている限り、その限りにあつては、人間は、万人が万人に敵対する戦争の身の上にある。それゆえ、万人は、平和が、よいもの(bóna [ボォナァ]。「役に立つもの」)であることを、ひろく認め、そして、平和を求める。したがって、平和にとって不可欠な手段(média [メェディア])が、よいもの[役に立つもの]であることは、否定されえない。ところで、かかる手段とは、正義、…および、その他の・自然が定めている諸法である。したがって、これらは、生き方としての・よいもの[役に立つもの](bóna mōrâlia [ボォナァ・モーラーリア]), すなわち、徳[すぐれた力](virtūtēs [ウィルトゥーテェース])であつて、これにそむく生き方が、わるいもの[害を齎すもの]、換言して、悪(vitia [ウイツィア])である」⁶⁷⁾。

ア) i) すなわち、「よいもの」としての「平和」の〈創出〉と〈維持〉との「道」であり「手段」として「理性」が「命令」している「よいもの」が、「自然が定めている諸法」であり、

ii) しかるに、この「諸法」は、これらの「法」という「命令」にくひたすらに、したがわん〉とする「意志」としての「生き方」以外のところには、存在しないのであるから、

iii) この「諸法」は、「生き方としての」「よいもの」・「役に立つもの」、「すぐれた力」であり、すなわち、「生き方トシテノ徳」なのである。

イ) こうして、「自然が定めている諸法」は、「平和」に「役に立つもの」である「生き方」・「徳」であつて、

ウ) それゆえ、かかる「諸法」に「そむく生き方」が、「平和」の〈創出〉と〈維持〉とに「害を齎すもの」であるがゆえに、「悪」なのである。

66) Lev・E, p. 216

67) Lev・L, p. 122

22) a) ところで, Lev・E, Lev・Lは, 上掲につづいて,

ア) 従来, 「徳」とは, <なに> であり, 「悪」とは, <いかなるもの> であるか, が論じられてきたが,

イ) しかし, 「徳」にかんする, また, 「悪」にかんする・「科学」は, 上に述べられたところからすれば, ひたすら, 「平和」という「よいもの」に「役に立つ」「生き方」, ないしは「害を齎す」「生き方」とは, <なにか>, についての「知の探究」に, <限定> されなければならない。

b) しかるに, ア) 「徳」と「悪」とが, 「自然が定めている諸法」と <不可分離> であることは, 既に知られているのであるから,

イ) 「徳」と「悪」とにかんする「科学」は, 「理性」の「命令」たる「自然が定めている諸法」についての「学問」以外には, ありえない。

c) したがって, この「学問」と, 上記の・「生き方」とは <なにか>, にかかわる「知の探求」とは, <同一> である, —— とする立場から, 以下のよう述べるのである。

Lev・E (同上・「第三十九パラグラフ」) 「ところで, 徳と悪とについての科学(the science)とは, 生き方にかかわる・知の探求(Morall Philosophie)である。それゆえ, 自然が定めている諸法についての・真実の学問 (the true Doctrine) とは, 真実の・生き方にかかわる・知の探究 (the true Morall Philosophie) である」⁶⁸⁾。

Lev・L (同上・「第三十六パラグラフ」) 「ところで, 徳と悪とを対象とする科学 (sciéntia [スキエンツィア]) は, 生き方にかかわる・知の探究 (philosóphia mōrālis [プヒイロソォプヒイア・モォーラァーアリィス]) である。したがって, 自然が定めている諸法についての・真実の学問 (doctrīna vĕra [ドォクトリィーイナァ・ウエェラァ]) とは, 生き方の探究 (ĕthica [エートヒイカァ]) である」⁶⁹⁾。

68) Lev・E, p. 216

69) Lev・L, p. 122

23) こうして, a) Lev・E, Lev・Lにあっては, ア) 「自然が定めている・第三の法」は, 「国家」を「設立」するために交される「契約」の「遵守」・「契約」の「内容」の「履行」を, 「各人」に「命令」するものであることにより, 「国家」の「設立」・「平和」の〈創出〉に〈不可欠〉であって,

イ) その意味で, 「第二の法」を, —— さらに溯っては, 「第一の法」を, ——〈有効〉ならしめる, という《決定的機能》を果たす。

b) さらにまた, 「第三の法」は, ア) 「設立」された「国家」の内部で, 各「市民」の「生命の保存」と, 「快適な生活にとって不可欠な諸物」を「市民」の「労働」によって「獲得」することの中に成り立つ・「平和」の〈維持〉, すなわち,

「諸物」の「購買」・「販売」・「互換」を含む「人間の交流と仲間関係」(the conversation and Society of mankind / cōgressūs et sociētās hōminum [コングレッシウス・エト・ソキィエタース・ホォミィヌウム]) の〈存続〉を, 保証する「契約」の〈成就〉にとってもまた, 〈決定的機能〉を有するものである。

c) ア) このように, 「平和」の〈創出〉と〈維持〉との《成否》がかかっている「第三の法」は,

イ) 「平和」によってのみ自らの「生」を得る「人間」にとり, 「平和」, すなわち, 自らの「生」を〈左右する〉・まさに「生き方」そのものであり, 「生き方トシテノ徳 [生き方トシテノ・スグレタカ]」であらざるをえない。

d) ア) ところで, かかる「徳」としての「第三の法」は, 「契約の遵奉」・「契約内容の履行」を「正しさ」とし「正義」とする「第三の法」に〈ひたすらに, したがわん〉とする「意志」の中に, 存し,

イ) そして, その「意志」は, プラトーンが語る・「正しい人間」の規定における「意志」と《同質》であり,

ウ) また、かかる「意志」を生ぜしめるのも、プラトーンが、「魂」を「より正しき」ものたらしめる「善き生き方」・「徳を目的とする・生き方」において、〈第一〉の要因として重視した「魂の高邁」である。

13) ‘*oderunt peccare.*’とは、「人々ハ、罪ヲ犯スコトヲ、嫌悪スルモノデアル」の意であるが、EoLは、この・完結した「文章」に、不定冠詩・‘an’を付して、「名詞」扱いにしている。

ホラァーツィウス一族の・ある家門の解放奴隷の息子であったが、叙情詩ならびに風刺詩にあってローマ最大の詩人の位置を占めた・クゥイントゥス・ホラァーツィウス・フラァックゥス (Quintus Horātius Flāccus, 65 B. C.–8 B. C.) の主要著作の一つ『書簡集・第一』に収められた『書簡・第十六』の「五十二」に、‘*oderunt peccāre bōni virtūtis amōre.*’ ([オデェルゥント・ペッカァーアレェ・ボォニィー・ウィルトゥーウティス・アモォーアレェ]. 「善人とは、徳を愛するがゆえに、罪を犯すを、嫌悪する者を、言う。」) という一句が見える。

この『書簡』は、ホラァーツィウスの同時代人で、公職にあった名士、という以外に、詳しいことは、なにも知られていないクゥィンクツィウス・ヒィルピヌウス (Quinctius Hīrpinus) に宛てられたもので、詩句の形式で、したためられている。

上掲の言句は、この『書簡』の「第五十二行」目をなすものであるが、その真意を知るため、「第四十行」から「第五十四行」までを、ここに記す。

「40 善人とは、そもそも、いかなる人間なるや？」

41 「元老院の決定を順守する人間、法を遵奉し、権利を尊重する人間、

42 裁判官たらば、あまたの・かつ重大な紛争の纏れを断ち切り、調停を成し遂ぐる人間、

43 保証人たらば、隣人の利益を守り、証人たらば、隣人の訴因を支持する人間が、これなり」[と言わる]。

44 しかるに、かかる善人を、家人の・すべてと、近隣の・ことごとくとは、

45 心中、下劣にして、外面を、うるわしき裘 [かわごろも] にて、飾る者、奴隷に等し、と見る。

46 「私^(め)奴は、物も盗みませなんだ。御主人様の許より逃亡もいたしませなんだ、と私に向かい、奴隷が言うとすれば、私は、答える。

47 「お前は、その^(め)・よい報いを、受けおるなあ。鞭打ちで背の皮が焼け爛れて

は、おらんもののう」。

- 48 「私^(め)奴は、人殺しは、いたしませんだ」：「お前は、責め苦の十字架に吊されて、^(からす)鳥の餌食にはなって、おらんもののう」。
- 49 「私^(め)奴は、善人で、身持ちは正しうござります」：サアベェッルルス (Sábel-lus) の地主たる私は、この言は、頑として認めず、これを斥ける。
- 50 なんとなれば、狡猾なる狼は、罾を警戒し、鷹は、捕網に目を光らせ、猛禽・ちゅうひは、
- 51 かくされたる鉤針に気を配るがゆえに。
- 52 善人とは、徳を受するがゆえに、罪を犯すを、嫌悪する者を、言うなり。
- 53 汝が、わが身に、なに一つ悪を呼び込まぬは、罰を恐怖するがゆえなり (formidine póenae [フォルミイーディーイネエ・ポォエナエ])。
- 54 人目を逃るる見込みあらば、汝が、崇高なるものと、恥づべきものとを、等しくせざる事、ありえざるなり。
- (以下、略)。」

Loeb Classical Library. London, William Heinemann, Cambridge (Mass.), Harvard U-P., 1955 p. 354

- 24) 「人間としての生き方」なる概念は、とくに“Πολιτεία.” (『国政』) にあって中心となるものであるが、その意味は、単一ではない。

一つには、「第八編 (H)」, (Stallbaum II, 544 d-e ; Burnet, 544 · d, 6-544 · e, 5) に用いられているように、——「国政」なるものは、「国家の中に住む人々の生き様^(さま)」 (‘ἡθη’. ([エートヘエー]) pl. ; sg. ‘ἦθος’ [エーエトホオス]) から生まれてくるものであるから、「人間としての生き方 (ἀνθρώπων τρόποι [アントフローポーオン・トロオポイ]) の種類の数と、国政の種類の数とは、必ず、同じでなくてはならない」、「国家の種類が、五つであれば、私人たちの魂の在り様^(よう) (κατασκευαὶ τῆς ψυχῆς [カッタアスケウアイ・テューエス・プシユークヘエース]) も、五つである、と考えられる」として、(既に、「第四編 (Δ)」の末尾に、「種類を有する点で、国政の在り方 (πολιτειῶν τρόποι [ポリイーテイオーオン・トロオポイ]) の数と、魂の生き方 (ψυχῆς τρόποι [プシユークヘエース・トロオポイ]) の数とは、同一である」。「国政の種類は、五つ、魂の種類は、五つである」(Stallbaum II, 445 · c-d ; Burnet, 445 · c, 9-445 · d, 1), とする言句が、見える), 「国政」・「国家」の「五つ」の「種類」、すなわち〈統治形態〉(「王制」, 「貴族制」, 「寡頭制」, 「民衆制」, 「専横制」) と、これら各々の〈統治形態〉をとる「国家」の「市民」の・当該〈統治

形態〉を「生み」出す「生き様」・「在り様」・「魂の生き方」との《対応関係》を吟味する（「第八編（H）」、「第九編（Θ）」）の場合の——その「生き様」・「在り様」という意味での「人間としての生き方」である。

二つには、「第一編（A）」の終りに近い箇所（Stallbaum II, 352・d; Burnet, 352・d, 2-6）——ソークラテースが、「さあ、そこで、正しい人々は、不正な人々に比べて、よりすぐれた・生き方をしている（ἀμεινον ζῶσιν [アメイノオン・ゾオーオスイン]）か、どうか、また、より幸せな人々（εὐδαιμονέστεροί [エウダアイモノエステロオイ]）であるか、どうか、これは、私たちが、第二番目に吟味するものとして、示した事柄ですが、これも吟味しなくてはなりません。私たちが論じてきましたところからしますならば、少なくとも私には、吟味する前の今でも、もちろん、そのとおりであることは、明らかですよ。しかし、にも拘らず、もっとよく吟味してみなくてはなりません。それと申しますのも、この議論は、どうでもよい事柄にかかわるものではなくて、人は、いかなる生き方をすべきか、にかかわる（περὶ τοῦ ὄντινα τρόπον χρῆσθην [ペエリイ・トウーウ・ホオンティナア・トロオポオン・クタレーエー・ゼエーエン]）ものであるからですね」と語る場合の——「すぐれた生き方をしている」、か、どうか、「幸せな人々である」か、どうかという意味での「生き方」（ὁ τρόπος ζῆν [ホオ・トロオポオス・ゼエーエン]）である。

最後に、三つには。

—— 予め述べれば、『国政』・「第一編」は、プラトーンが、ソークラテースに、—— 昨日、私は、友人・アリストオンの息・グラウコオンを携えて、アトヘエーエナアイの外港・ペイラアイエウスへ下った。それは、月神・アルテエミスに祈りを捧げ、かつは、ペイラアイエウスの土地の人々が祭礼を催すのを見るためにであった、—— と語らしめるところから、始まる。

ペイラアイエウスには、三代にわたる・大富豪の貿易商人でソークラテースを心から敬愛していた老人・ケプハアロオスが、三人の子息と共に住んでいた。その長男と友人の若者たちとが、アトヘエーエナアイに帰ろうとするソークラテースとグラウコオンとを引き留め、自宅に案内した。

老ケプハアロオスは、ソークラテースの来訪をいたく喜び、身内同ようにして、若者たちの相談相手になってほしい、と懇望し、まず、二人で、「老年」について論じ、ついで、ケプハアロオスの巨富が話題となり、「財産の取得」が、とりわけ「老年」の人間にとり、いかなる意味をもつかを、老富豪が語ることになる。

そのさい、ケプハアロオスは、詩人・ピインダアロオス（c. 522 B. C. - 432 B. C.）

の詩句から、「正しく (*δικαίως* [ディカァイオース])」そして、「神を敬って (*δσίως* [ホオスイオース])、生涯を送る者」なる文言を引き、これを、自らの言葉で、「公正な者」(*ἐπιεικής* [エピイエイケェース])、および、「行いにおいて適正な者」(*κοσμίος* [コオスマイオース])」と言い変える。

「正しく、…生涯を送る者」・「公正な者」とは、「誰かを欺いた、ということがない」者、ないしは、「誰かに嘘をついた、ということがない」者のことであり、

「行いにおいて適正な者」とは、「神にたいして」「なにらかの捧物の借り」が〈くない〉、ないしは、「人間にたいして」「なにらかの財貨の借り」が〈くない〉者のことである。

そこで、このように「公正な者」であり、かつ、「行いにおいて適正な者」であって、それゆえに、「心満ち足りた者」(*εύκολος* [エウコオロオス])、「自らに心満ちた者」(*εύκολος ἐαυτῷ* [エウコオロオス・ヘエアウトォーォ])」であること——これが、プラトーンの言う「人間としての生き方」(*ὁ τρόπος τῶν ἀνθρώπων* [ホオ・トロオポオス・トォーオン・アントフロオポォーン]) の・〈第三〉の意味である。

(上記の・〈第三〉の意味について、詳しくは、cf. 本稿・後出・「第 X 章」・IV——A)。

(以下、次号)